

平成26年11月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成26年11月26日～27日

場 所 第4委員会室

平成26年11月26日(水曜日)

- ・うなぎ養殖業の届出制について
- ・豚流行性下痢(PED)の防疫対策について

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第34号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 請願第57-2号 勤務獣医師の人材確保対策等についての請願
- 請願第62号 「農協改革」に関する請願
- 請願第63号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県環境計画の「平成25年度取組の概要」について
 - ・宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について
 - ・農業の成長産業化に向けた提言について

出席委員(8人)

委員 長	内村 仁子
副委員 長	清山 知憲
委員	緒嶋 雅晃
委員	蓬原 正三
委員	丸山 裕次郎
委員	井上 紀代子
委員	重松 幸次郎
委員	前屋敷 恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	徳永 三夫
環境森林部次長 (総括)	福田 裕幸
環境森林部次長 (技術担当)	森 房光
部参事兼 環境森林課長	川添 哲郎
みやざきの森林 づくり推進室長	西山 悟
環境管理課長	上山 伸二
循環社会推進課長	神菊 憲一
自然環境課長	水垂 信一
森林経営課長	那須 幸義
山村・木材振興課長	福満 和徳
みやざきスギ 活用推進室長	石田 良行
林業技術センター所長	河野 憲二
木材利用技術 センター所長	飯村 豊
工事検査監	下沖 誠

議事課主査 松本英治
議事課主査 大山孝治

農政水産部

農政水産部長	緒方文彦
農政水産部次長 (総括)	興梠正明
農政水産部次長 (農政担当)	郡司行敏
農政水産部次長 (水産担当)	山田卓郎
畜産新生推進局長	中田哲朗
部参事兼 農政企画課長	向畑公俊
ブランド・ 流通対策室長	甲斐典男
地域農業推進課長	大久津浩
連携推進室長	戎井靖貴
営農支援課長	後藤俊一
農業改良対策監	児玉良一
食の消費・ 安全推進室長	和田括伸
農産園芸課長	日高正裕
農村計画課長	原守利
畑かん営農推進室長	甲斐康真
農村整備課長	河野善充
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	田原健
漁村振興課長	日向寺二郎
漁港整備対策監	川越克彦
畜産振興課長	坊園正恒
家畜防疫対策課長	久保田和弘
工事検査監	竹下裕一郎
総合農業試験場長	井上裕一
県立農業大学校長	山内年
水産試験場長	神田美喜夫
畜産試験場長	西元俊文

事務局職員出席者

○内村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○徳永環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はよろしく願いたします。

説明に入ります前に、先月の台風19号の被害額が確定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

今回の19号につきましては、西臼杵を初め、県北地域を中心に8市町で19の林道施設におきまして、のり面崩壊や路肩の崩壊等、20カ所が被害を受けまして、被害額が7,478万8,000円ということになりました。この被害箇所につきましては、市町村等と連携を図りまして、早急に復旧をしたいと考えております。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております委員会

資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が6件、その他報告事項が2件でございます。

まず、予算議案といたしまして、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」及び議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。これにつきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、特別議案といたしまして、議案第17号から20号までの公の施設の指定管理者の指定につきまして、宮崎県川南遊学の森など、4施設の指定管理者の指定状況等を御説明いたします。

次に、その他報告事項は、宮崎県環境計画の平成25年度取り組みの概要についてなど、2項目を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

この表は、議案第1号及び第34号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正につきましては、一般会計で、表の中ほど、議案第34号に関します補正額Cの列の小計の欄にございますように、2,039万1,000円の人件費の増額をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、補正後の額のDの列の小計にございますとおおり、259億2,103万6,000円となります。補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくDの列一番下、合計欄にありますとおおり、264億6,015万3,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

議案第1号に関します2の平成26年度繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、森林経営課の所管します道整備交付金事業などにつきまして、用地交渉や工法の検討等に日時を要したこと等により、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

金額につきましては、表の繰越額の一番下、合計の欄にありますように、30カ所で14億9,415万6,000円でございます。

次に、3の債務負担行為補正(追加)についてであります。

これは、特別議案でも御説明申し上げます指定管理者制度に基づく債務負担行為の追加を4件お願いするものであります。私の説明は以上であります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○川添環境森林課長 私のほうからは、補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成26年度11月補正歳出予算説明資料の123ページ、議案第34号になります。

今回の補正予算は人件費にかかわる分でございます。環境森林課の計上分のみでございます。

では、説明いたします。

環境森林課の今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2,039万1,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、38億2,444万7,000円となり、特別会計を含めました補正後の予算額は、その上の欄にあります、41億626万9,000円となります。

それでは、補正内容について、御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、125ページをお開きください。

(款)の衛生費の中の上から5段目の(事項)職員費で339万3,000円、さらに(款)の農林水

産業費の中の下から2段目の(事項)職員費で1,699万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、職員の給与改定に伴う人件費の補正でございまして、主な給与改定の内容としましては、給料等の月例給、給料月額でございますけれども、それが0.24%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.15カ月分の引き上げなどでございます。

補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 常任委員会資料の3ページをお開きください。

私からは、Ⅱの特別議案「公の施設の指定管理者の指定について」、環境森林部は4施設であります。このうち当室が所管しております3つの施設、議案第17号から19号について説明させていただきます。

まず、1の議案第17号は、川南町にあります宮崎県川南遊学の森の指定管理者を(1)の指定管理候補者となった公益社団法人宮崎県緑化推進機構に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、あらかじめ議会の議決をお願いするものであります。

(2)の指定期間は、4施設とも一緒であります。平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

(3)の指定管理候補者の選定ですが、①のアにありますように、平成26年7月7日から平成26年9月8日までの募集期間において、宮崎県緑化推進機構の1団体から応募がありました。

②の指定管理候補者の選定につきましては、4施設とも、アにありますように、1次審査で申請書類に基づいて資格審査を実施し、2次審査としまして、イにありますように、5名の委員で構成される環境森林部指定管理候補者選定

委員会を設置いたしまして、ヒアリング等を実施し、ウの選定基準・審査項目・配点に沿って採点を行っていただきました。

右の4ページの③のアにありますように、採点結果は5人の委員の平均点となりますが、77.9点でした。イにありますように、選定理由は(ア)の書類審査の結果、募集要領に示した募集要件を満たしていたこと、また、(イ)の選定委員会の審査の結果、下記に記載していますが、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められることや、事業計画において、利用者へのサービス向上や利用者増に向けた提案がなされていることなどから、当該団体が指定管理候補者として選定されたこととあります。

(4)の①にありますように、指定管理者に支払う指定管理料(委託料)は3年間で2,013万円でございます。これにつきましては、先ほど部長が説明いたしましたように、債務負担行為補正の追加をお願いしております。②の県民サービスの向上等につきましては、説明は省略しますが、下記のような提案がなされています。

5ページをお開きください。

2の議案第18号は、小林市にあります宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の管理者を(1)の指定管理候補者となった公益社団法人宮崎県森林林業協会に指定することについて議決をお願いするものであります。

(2)の指定期間など、先ほどの川南遊学の森と同じものについては、説明は省略させていただきます。

(3)の指定管理候補者の選定につきましては、①のイのとおり、宮崎県森林林業協会など2団体から応募がありました。右の6ページの③のアにありますように、採点結果は1位が宮

崎県森林林業協会で82点、2位が66.2点でした。イにありますように、選定理由は(ア)の募集要領に示した資格要件を満たしていたこと、また、(イ)の選定委員会の審査の結果、最高得点を獲得し、下記の理由から当該団体が指定管理候補者として選定されたことでもあります。

(4)の①にありますように、指定管理者に支払う指定管理料(委託料)は3年間で7,776万6,000円でございます、これにつきましても、債務負担行為補正の追加をお願いしております。

7ページをお開きください。

3の議案第19号は、宮崎市高岡町にあります宮崎県諸県有林共に学ぶ森の管理者を(1)の指定管理候補者となった公益社団法人宮崎県森林林業協会に指定することについて、議決をお願いするものであります。

(3)の指定管理候補者の選定につきましては、①のイのとおり、宮崎県森林林業協会の1団体から応募がありました。右の8ページの③のアにありますように、採点結果は77.3点でした。イの選定理由は、(ア)の募集要領に示した資格要件を満たしていたこと、また、(イ)の選定委員会の審査の結果、下記の理由から当該団体が指定管理候補者として選定されたことでもあります。

(4)の①にありますように、指定管理者に支払う指定管理料(委託料)は3年間で741万円でございます、これにつきましても、債務負担行為補正の追加をお願いしております。

私からの説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○那須森林経営課長 森林経営課であります。

次に、議案第20号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。

議案第20号は、美郷町西郷にあります県林業技術センター内に併設された研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場の管理を(1)の指定管理候補者となった公益社団法人宮崎県森林林業協会に指定することについて、議決をお願いするものであります。

(2)の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

(3)の指定管理候補者の選定ですが、①のイにありますように、1団体から応募があり、②のイの選定基準表により、審査・採点を行った結果、右側の10ページの③のアの採点結果にありますように、78.9点でありました。イの選定理由といたしましては、(ア)の募集要領に示した資格要件を満たしていること、(イ)にありますように、施設の管理を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、施設の利用促進に向けた具体的な提案がなされていることなどから、当該団体を指定管理者の候補者として選定したところでもあります。

また、(4)の①にありますように、指定管理者に支払う3年間の指定管理料7,286万4,000円について、債務負担行為補正の追加をお願いするものでございます。

森林経営課からは以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等についての質疑はありませんか。

○丸山委員 まず、予算関係で人件費のことなんです、思った以上に予算的には、少ないのかなという思いがありまして。恐らく、聞くと、係長とかどこかで、もう昇給はしない、反映されていないっていうことなものですから、ちょっとその辺をもう少し詳しく。どの辺まで、この

昇給額が、0.24カ月が、毎月4月に繰り上がってくるのか。どこ級ぐらいまで上がるというふうに見ればいいのかということをやっと具体的に教えていただきたいと思います。

○川添環境森林課長 ボーナスは、一応250名ほどこの予算の中に入っているんですけども、ボーナスの0.15カ月分は、全員が反映されます。

今、丸山委員がおっしゃるように、月例給、給料につきましては、おっしゃるとおり反映されない方が3割近くいらっしゃる、70%ほどは反映されるということで。各級がございまして、係長級とか課長級とかいう年配者はもう余り、若年者を見るというのが、本来の趣旨でして、今回。等級でいいましても、課長級に長くいらっしゃる方は上がってないという状況になってまして、係長級だから上がらないとかいうことではございません。全体では7割近くが上がるという状況になっています。

○丸山委員 これは、人事院勧告に従うことなんですけれども、それに従うしかないかなって思っています。実質、ここ数年、ここらにもうとまっている状況で、逆に下がっているほうで、消費税が上がって、賃金格差が解消されない。僕は消費マインドが非常に心配なものですから。ここで議論してもどうしようもないのかなって思っているんですが、よく民間との比較ということなんですけれども、係長級の年代を50歳と仮定すると、民間と比べて、県の方々は高いって認識なんでしょうか。

○川添環境森林課長 年齢でどうかというのは、ちょっと言えないんですが。今、人事課あたりから情報をいただいているのでいきますと、民間企業との格差が、大体833円、月例給というか、給料で違うということで、その分で、今回の給与改定0.24%という形を出したというふうに聞

いております。

○丸山委員 これ以上議論してもどうしようもないんですが、ちょっと寂しいなという気がしております。感想でやめます。引き続きいいですか。

指定管理のことについて、4施設全てについてお伺いしたいんですけども、今回更新される委託料と、これまでの委託料を比較して上がったのか下がったのかというのを、まず、4施設それぞれ教えていただくとありがたいのかなと思っております。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 現在、委託している金額との差でございます。

まず、4ページの川南遊学の森につきましては、約200万円の増となっております。それから、2つ目の宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森でございますが、これにつきましては、今期の指定料と比べまして180万円の減となっております。3つ目でございます。諸県県有林共に学ぶ森につきましては、約40万円の増となっております。

これにつきましては、消費税が上がったこと、それと基準価格の設定に労務単価を入れてるんですけれども、今までは1万1,200円でございます。これを1万3,300円で積算しておりますので、大概増になっているということでございます。

ただ、その中で、ひなもり台県民の森につきましては、提案者の意向で来てるんですけども、先ほど言いましたように、2社応募がっておりますので、そこでの競争原理が働いたのかなとは思いますが、それと、提案者は、非常に魅力のある施設でございますので、その分を今後もいろんな事業を通して、利用者をふやすことによって利用料金がふえると、その分

でコストは逆に下げて、この金額でやれるということで提案をされてたものと考えております。

○那須森林経営課長 林業技術センターの森の科学館等につきましては、年間約200万円ほど増になっております。これも、先ほど室長が申し上げた消費税、あるいは人件費の単価を見直したということで増ということになっております。

○丸山委員 全般的には、確かに労務単価が一昨年ぼんと上がったということで、それに比例して、これも上がっていいのかなという形で、確かに増になっているのはこれぐらいなのかなと思います。

あとは、受けてもらう予定者が、これまでと変わらないところなんですけれども、一番わかりやすいのは、これまで3年間、それぞれしていただいていると思っておりますが、どれだけ利用者が伸びているのか。本当に県民の利便性がよくなったとかいう事例が、もしわかれば、少し教えていただくとありがたいかなと思うんですが。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 質問に答える前に1点だけ。先ほど私、差額について金額を申し上げましたけれども、これは3年間のトータルでの差でございます。申しわけございません。

それで、今の利用者の増につきましては、ひなもり台で言わせていただきますと、25年度で7万2,000人の方々が利用されております。その前が6万8,000人とか、そういう数字で、年々何千人規模でふえております。

ただ、後のほうで、環境保護の報告でありますけれども、利用者数で出しておりますが、ひなもり台につきましては目標に到達しておりません。これにつきましては、平成23年の1月27日の例の新燃岳の噴火で8万人以上あった利用

者がぐんと落ちたことによるものでございます。

そういうことで、その後、指定管理者も一生懸命努力しまして、着実に利用者はふえている状況にございます。以上でございます。

○那須森林経営課長 森林科学館というのが、センターでございますけれども、そこを例えて申し上げますと、平成24年には3,725人、平成25年には3,972人と、大体3,800人から3,900人程度の利用をいただいております。また、研修寮がございますけれども、研修では平成20年に976人、平成25年に1,048人と、この程度のオーダーで推移をしているところでございます。以上でございます。

○丸山委員 先ほどの話にあるように、目標をちょっと達成していなかったり、県の思惑としてももう少し利用促進なり図って、いわゆる最小の経費で最大の効果を出すっていうのが、我々、議会とすれば、チェックしなくちゃいけないと思っておりますし、やはりこの委託料も基本的には、もとは税金で発生した委託料でありますので、本当に県民からいただく貴重な血税ですので、これをしっかり生かしていただきたいという思いがあります。これまでと同じようなことをやっているだけではなくて、新たな指定管理を受け入れるということであれば、新たなチャレンジもしっかりやっていただきたいというふうに思っています。同じ団体になってしまうと、どうしても同じ人にしかアプローチをかけてない。だから、もう少し別な、環境森林部の職員がよく行く職場だけではなくて、教育委員会とか、もしくは農政とか、いろんな別な人たちにアプローチできるような形をぜひとっていただいて、幅広い県民が知ってるよと。県民で本当にこの施設を知っている人が何%いるんだろう

など。もうちょっと、知名度を上げることもしないと。恐らくこのままでいくと、ただ単に指定管理をやっているだけであって、本当の意味での指定管理の意味をなさなくなってくる気がするものですから。そのことについても今後、指定管理になる予定のところにとしっかりと話をさせていただきながら、本当の意味での最小の経費で最大の効果を上げる指定管理になるようお願いしたいというふうに思っています。

○内村委員長 よろしいですか。

ほか、ありませんか。

○蓬原委員 5ページの応募団体、2団体、あと1団体というのはどこでしょうか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 福岡に本社のありますプチライフという会社でございます。

○蓬原委員 プチライフ。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 はい。医療機器の販売をしている会社でございます。

○蓬原委員 この採点結果、大体75点以上90点以下、3カ所は80点以下、1カ所が今の2社82点と言われたんですが、採点上は、配点は100点ですよ。結局、この施設を持つてる県としては、100点でやってもらうことがベストということですね。埋まってない二十数点前後のこの足りなかった評価の部分っていうのは、結果的にはその受けたところが、県が目指すこの配点100になるように、ちゃんと仕事をしてもらうというか、そこの穴埋めはどうなるんですか。77点でいいよということなんですか。それとも、我々は100点でやってもらうんだよということなんだけれども。これは、落札とちょっと意味が違って、こういう仕事でしてくださいというのが100点なんですよ。それに77点で来てるわけですよ。じゃあ、あとの23点はどうやって穴埋め

していただけるのっていう、23点分をやらなくていいのかっていう話、客観的に見ればそんな話になるかなと思うんだけど、そこんとはどうお考えですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 この採点につきましては、最低基準点というのを設けておりまして、60点にしております。60点ないと指定管理者にはなれないということで、逆に言いますと、60点を超えておれば候補者になれるということになっております。

採点の仕方なんですけれども、各委員5名、今回おりますけれども、この5名の委員の方々が5段階で評価します。「大変すぐれている」、「ややすぐれている」、「普通」ということで、この普通でいったときに60点に大体なるということになります。だから、普通より上には行ってますということ。委員がおっしゃいましたように、我々としましては、なるべく高いサービスを提供するために審査項目等がありますので、ここを100に近づけるように、指定管理者のほうにはお願いしていきたいというふうに思っております。

○蓬原委員 入札の場合、例えば100という予定価格があって、最低制限を70とするじゃないですか。それを71で受けたにしても、仕事は100の仕事をしてもらわないといけませんよね。これは、そういう契約ですよ。だから、それはちょっと意味が違うとは思いますが、やっぱりそこに、5段階評価にしても100という配点があって、最低が60であるならば、やっぱりオール5で来るのが理想でしょうから、それだけの仕事をやっていただいて初めてこの施設の効果というか、発揮できるんでしょうから。やっぱりそのところはしっかり、後のチェックというか、フォローというか、やっていただき

いなというふうに感じましたので、よろしくお願いをしておきます。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 まさしく委員が言われたことが大事だと思います。指定管理者の目的である利用を伸ばす、どうコストを下げるか。この2つの目的を達成するために指定管理者を設けておりますので。

今おっしゃいましたことにつきましては、年度当初にまた計画書を出させたり、そのチェック等もするようにしております。実績が上がってない部分については、またうちから指導・監督するというようにしておりますので、スタートした時点から、そこらはきちっと対応してまいりたいと思っております。

○蓬原委員 はい、わかりました。

○緒嶋委員 ひなもり台などの場合、営繕的なものについて。指定管理料はもらうほうだけど、県が出すほう。樹木の管理とか、肥料をやったりとかいろいろ。県の金は、それぞれの施設にどの程度まで投入されておるわけですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 ひなもり台の場合、草木の芝刈りとか、森林の中の草刈りなど、そういうのを2,000万円ちょっと見ております。今回が、単年度の支出で5,000万円弱かかるようになっております。キャンプ場とかの利用者で2,000万円弱を見込んでおりますので、それ以外については、県が芝生の手入れとか樹木の手入れ、それから浄化槽の点検とか、そういう通常の維持管理に必要な分を計上しているところでございます。

○緒嶋委員 その経常的なもので、大体2,600万円であれば、全体的な収入というか、使用料は直接県がもらうわけですね。ここのひなもり台を利用した人からの収入は。この管理者がもらうわけじゃなくて、県の収入になるわけね。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 利用料につきましては、県と委託者、指定管理者と話し合いまして、1,900万円ぐらいということで、今、見込んでおりますけれども、その分は協会のほうで受けることになります。協会は、利用料と県からの委託料、ここにあります2,600万円ぐらい、単年度で合わせた4,600万円ぐらいの金で指定管理を行うということになります。

○緒嶋委員 指定管理というのは、全てをこれだけでやりなさいじゃなくて、県の金、収入の使用料まで、指定管理者には、プラスこれに収入が入るわけですね。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 はい、そのとおりでございます。

○緒嶋委員 そうすると、それ以外に、県がまた出す金というかな、実質的に県費を投入する金というのは、その差額がちょっとあるわけかな。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 以前にもあったんですけども、例えば雷が落ちて施設がだめになったとか、そういうときには指定管理者と県で話し合っ、予算を計上して修理をするということになります。そういう災害とか以外の分については、基本的にはこの金額でやると。通常の修繕等についても、さっき言った維持管理の中で見ております。

○緒嶋委員 何人来るかかわからんわけですよ。どのぐらいの収入があるかは。そうすると、そこ辺の収入が、年によっては、利用者が多ければ、指定管理者は割といいわけですね。利用者が少ないときは、収入が少なくてもこの指定管理料でやってもらうということですね。指定管理でやる人は、場合によってはいろいろ人件費を考えたら赤字になることもあり得るということではないですか。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 はい、そういうことでございます。1,900万円ぐらい利用料を見ておりますけれども、足りないときには、指定管理者が払うというような格好になります。

さっきの利用料の設定につきましては、過去3カ年の平均でとるようにしております。ただし、先ほど言いましたように、ひなもり台につきましては、今回、23、24、25の3カ年ですけれども、23が新燃岳の噴火でがくんと落ちましたので、その分は除いて、24、25の平均で出しております。

○緒嶋委員 赤字にならんようにやってもらうのがあれだけでも、赤字になった場合は労働者の賃金をカットするとかということはありませんか。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 まさしく採点の中にも経費の節減というのがあるんですけれども、この中では、そういう人件費についてはカットしないということで、それは強く指導しておりますし、そういうことでないと意味をなしませんので。

○緒嶋委員 大体わかりました。

○前屋敷委員 流れで、関連してですけれども、今、人件費の問題があったんですが、ここの選定基準の中に、「人員等の必要な体制の確保」という項目も入ってるんですけれども、それぞれの事業者で、今回申請された中での人員体制と、26年度までの人員体制とで、ふえてるとか減ってるとか、変化がありますか。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 今回は、契約したのは継続ということですので、提案では新しく人員がふえてるということはありません。一緒。減ってることもありません。同じ体制でやるということで提案を受けており

ます。

○前屋敷委員 そこが、人件費とあわせて大事なところで、やはり県としてもしっかり見ておかなきゃならんとかだというふうに思うんです。

先ほど、2社が応募されて、競争原理が働いたかわからないけれども、金額が180万円ですか、安くなって、それは利用料金の引き上げと、コストも下げてということで穴埋めもしたいという想定のようなんですけれども、そうすると、どうしてもそのコストの引き下げの中に人件費あたりのところが入ってくると、本末転倒になってしまう。労働者の生活はちゃんと担保するということが必要なので、その辺のところもしっかり県としては、監督という用語弊がありますがけれども、そういう点もしっかり見ておくということが必要かなというふうに思いますので、選定に当たっては、そういう事業の中身もそうですけれども、業者のそういう内情も含めて、しっかり把握しておくことが必要かと思いますので、その辺のところはよろしく願いたいというふうに思います。

○緒嶋委員 この管理者のところは、県の監査は入るわけですか。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 はい、県も監査に入ります。我々も、立入調査をやります。

○緒嶋委員 わかりました。

○前屋敷委員 高岡町の諸県県有林共に学ぶ森ですけれども、ここの事業内容というか、いまいち、ちょっとはっきり、私自身がつかんでおりませんので、どういう事業内容になっているのかを御説明いただけるといいと思います。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 ここでは、まず大きな一つ目は森林環境教育、森林に触れ合うという知識の習得をやっております。

年6回ほどそういう催しを実施しております。それと、森林ボランティアの方々が、ここをフィールドにして森林ボランティア活動、草刈りとかそういう活動をされております。

○前屋敷委員 環境教育は大変大事なことですけれども、これは、全県民を対象にしているということなんでしょうけれども、これは、ここの場で6回の企画がなされるということですか。案内はどういう形で。広く皆さんに利用してもらわんと困るわけですよ。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 8ページ一番下、②の県民サービスの向上等のところに記載しておりますけれども、施設利用の増加を図るため、ホームページや新聞、テレビ、ラジオなど、多様な媒体を活用した積極的な広報活動の展開ということで、何月何日にこここんなことをしますというのを広報してるところでございます。

さっき6回と言ったのは、ここの共に学ぶ森でございます。例えば遊学の森では12回、ひなもり台では、うちは最低10回はしなさいということですが、24回やりますということで、提案が来ております。

ついでに言わせてもらいますと、非常に、参加された方からは好評でございます。アンケート等もとって、内容の充実等を図るようになっていますけれども、参加してよかったというような御意見をいただいているところでございます。

○前屋敷委員 そういった環境問題も含めて興味もあるし、そういうところで、参加者も含めてふえてる状況なんですね。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 高岡につきましては、若干減っているといますか、横っかけてもいいぐらいなんですけれども、というのが、去年は1回地元の小学校と連携して森

とのふれあい教室をやろうとしたんですけれども、インフルエンザの発生と重なったものから、それを中止にした関係で、ちょっと落ちております。小学生を取り込むというのは非常に大事ですので、今後もそういう小学校、地域の方々に声をかけてPRしていきたいと思っております。

○内村委員長 よろしいですか。

○重松委員 1点だけ。ひなもり台のオートキャンプ場の件ですが、これの年間で結構なんですけれども、利用台数とか、料金とかをちょっと教えていただければと思います。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 人数は1万4,000人なんですけれども、台数については、ちょっと今、持ち合わせておりません。

○重松委員 利用料金っていうのはどのぐらい。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 利用料金は、キャビンがありますので、そこが5,000何ぼとか、それからテントサイトが幾らということで、それぞれ設定しております。これにつきましても、県はこの料金でと提示しとるんですけれども、指定管理者に手を挙げたところが割引とかいろいろして、そこはもう自由に設定できるようになっております。現実、今とってる森林林業協会につきましても、近くの温泉とセットにしたプランとか、それから、2回目からは半額になるというサービス等も提示しております。

○重松委員 利用者は、年々伸びてますか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 はい、ひなもりについては、年々伸びております。ただ、先ほど言いましたように、23年度のところで一遍がくんと落ちていきますので、それ以降は着実に伸びております。非常に、キャンプ場として評価の高い施設でございます。

○重松委員 ありがとうございます。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

では、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○川添環境森林課長 私のほうからは、宮崎県環境計画の平成25年度の取り組みの概要について御報告いたします。

別冊の資料1。この資料は、要約編と本編の2部構成になっておりますけれども、本日は要約編のほうで御説明いたします。

なお、この取り組みの概要につきましては、当計画による環境の状況等につきまして、広く県民に公表するということになっておりまして、当委員会に毎年こういう形で報告させていただいているものでございます。

それでは、1ページをごらんください。

1の宮崎県環境計画の概要でございます。

一番上の四角囲みの計画の期間につきましては、平成23年度から32年度までの10カ年の計画としておりまして、中間年に当たります27年度に見直しを行うこととしております。

次の四角の中でございますが、対象とする環境につきましては、森林や河川等の自然環境や、大気や水等の生活環境など、幅広く対象としております。

次の長期的な目標であります、「新しい太陽と緑の国みやぎの実現」としており、その下の環境分野別の施策の展開としまして、低炭素社会の構築から環境保全のために行動する人づくりまで、6つの分野別に施策を展開しているところでございます。

次に、2の平成25年度におけます取り組みの概要についてでございます。

まず、Iの低炭素社会の構築としまして、上のほうの四角囲みでございますが、家庭、産業

などの各分野におけます温室効果ガスの排出削減対策や、二酸化炭素吸収源対策としての森林整備等に取り組みますとともに、下のほうの四角の中になりますが、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進等に努めたところでございます。

実績につきましては、左下の温室効果ガス総排出量のグラフをごらんください。

県内の平成23年度の総排出量は1,017万1,000トン、CO₂でございます。対前年度比109%と増加に転じております。また、右のグラフのエネルギー起源二酸化炭素排出量におきましても、対前年度比119%と増加しておりますが、これは、原発の停止に伴いまして、火力発電の割合がふえておりまして、化石燃料の使用量が大幅に増加したことが大きな要因というふうに考えております。

2ページをごらんください。

IIの地球環境、大気・水環境等の保全でございます。取り組みとしましては、上のほうの四角の中ですが、大気汚染の状況についての常時監視や、有害大気汚染物質のモニタリングを行うなどの大気汚染防止対策を推進しますとともに、下のほうの四角になりますが、公共用水域及び地下水の監視などの水質汚濁防止対策等を推進したところでございます。

実績につきましては、左下の環境基準達成率のグラフをごらんいただきますと、平成25年度は、大気、水質、いずれも80%以上の達成率となっております。また、右の生活排水処理率のグラフでございますが、25年度の実績は74.7%となっており、対前年度比102%、対目安値98%と、おおむね計画どおり進んでいるものというふうに考えております。

次に、IIIの循環型社会の形成であります、

2つの四角の中にありますように、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指すため、廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正処理等の取り組みを推進しますとともに、グリーン購入法に基づきまして、環境への負担の少ない製品などの優先購入を推進しました。

実績につきましては、まず、左下の一般廃棄物のグラフをごらんください。青い棒グラフで示します排出量は、減少傾向にある一方で、赤い棒グラフの再生利用率は現状維持傾向となっております。結果、折れ線グラフの再生利用率は増加傾向にあります。

また、右の産業廃棄物につきましては、青い棒グラフの排出量は増加傾向にございますが、赤い棒グラフの再生利用量はそれを上回る伸びを見せているため、折れ線グラフの再生利用率は増加傾向にあります。

また、その下のグラフ、グリーン購入実施率につきましては、ここ数年はほぼ95%の水準で推移してるところでございます。

3ページをお開きください。

IVの生物多様性の保全としまして、広葉樹の植栽・間伐による針広、混交林への誘導や、森林ボランティアが行います森林づくり活動の支援など、森林整備を推進しますとともに、自然公園や、先ほども議論いただきましたひなもり台県民ふれあいの森の維持管理など、自然との触れ合いの場の確保に取り組んだところでございます。

資料でございます左上のグラフ、森林ボランティア延べ参加者数の平成25年度実績は、2万7,671人、対前年度比105%、対目安値101%となっております。右上のグラフ、森林認証面積につきましては、対前年度比、対目安値、どちらも100%を上回っているところでござい

ます。

左下のグラフ、ひなもり台県民ふれあいの森利用者数は、22年度に発生しました、先ほど述べました新燃岳の噴火等の影響によりまして、23年度に大きく減少しましたが、24、25年度と回復傾向になっております。

右下のグラフ、自然公園利用者数につきましても、24年度は増加に転じているところでございます。

次に、Vの環境と調和した地域・社会づくりでございますが、上の四角の中ですが、エコファーマーが行う環境負荷を低減した農業の取り組み支援、これ、エコファーマーといいますのは、持続農業法という法律がございまして、これに基づき県の認定を受けますと、農業改良資金の特例措置等が受けられる方についてということです。

こういう取り組みを行いますとともに、下のほうの四角の中、グリーンツーリズム実践者等を対象とします研修会を実施するなど、都市部と農山漁村部との交流を目指すための体験・交流型観光の取り組みを推進したところでございます。

左下のグラフ、エコファーマー認定件数の25年度実績は1,766件と、対目安値56%にとどまっておりますが、右のグラフ、農林漁業体験民宿数につきましては、対前年度比108%、対目安値116%と増加しているところでございます。

4ページをごらんください。

最後に、VIの環境保全のために行動する人づくりとしまして、4つほど取り組みを記載しておりますが、一番上のホームページみやぎの環境の運営による環境学習情報の提供や、2番目の環境学習の拠点でございます環境情報センターによる環境講座の開催など、さらには3つ

目の学校や地域への講師派遣による森林環境教育の推進や、最後の県民、団体等で構成します環境みやざき推進協議会と連携した啓発イベントの開催等、さまざまな取り組みを活用をしながら環境学習を推進しているところでございます。

左上のグラフ、ホームページ、「みやざきの環境」へのアクセス件数の平成25年度実績値は19万6,230件で、対前年度比152%と増加はしていますが、対目安値では37%というところで、下回っている状況にございます。

右上のグラフ、環境情報センター利用者数につきましては、25年度は3万7,004人と、対前年度比、対目安値のいずれも100%を大きく上回る実績となっております、左下のグラフ、森林環境教育実践校数も順調に推移しているところでございます。

右上のグラフ、環境みやざき推進協議会の参加会員数につきましては、25年度末時点で519会員と、ここ数年は会員数の伸びが見られず、対目安値は76%という状況となっております。

以上、25年度の取り組みの概要について説明してまいりましたが、項目によっては、まだ成果が上がってない部分も見られますので、今後、目標達成に向けて一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○神菊循環社会推進課長 資料の12ページをお開きください。

当課からは、2の宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について御説明いたします。

(1)の税の目的であります、産業廃棄物税条例は、循環型社会の形成に向け、九州各県で共同して、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正利用の推進を図る施策に要

する費用に充てるため、平成17年4月から、九州各県が同時に施行したものであります。本県初の法定外目的税でございます。

なお、(2)の税の効果検証であります、本条例は、附則において、「条例施行後5年目に、社会情勢等を勘案して、必要に応じて検討を加え、必要な措置をとる」とされておりますことから、条例が施行された平成17年の5年目に当たる21年に、排出抑制等の効果を検証し、検討を加えた結果、平成22年度以降も課税を継続することとしたところであります。

その後、5年目、すなわち今年度、再度、本税の効果を検証し、27年度以降の課税の継続等を検討したところであります。

次に、税の概要について、(3)の図で御説明いたします。

本税は、最終処分、埋め立てでございますが、及び焼却処理に対して課税することで、排出の抑制やリサイクルへ誘導するものであります。

まず、一番上の囲み、排出事業者すなわち納税義務者が、一番左側の矢印に沿って最終処分をするに際し、一番下の囲み、最終処分業者すなわち特別徴収義務者となりますが、これに対して最終処分量、1トン当たり1,000円に応じて税を支払うこととなります。

また、焼却処分の場合は、真ん中の段の左側の囲み、中間処理業者、焼却は焼却処分量、1トン当たり800円に応じて特別徴収義務者として徴収し、さらに処理後に最終処分される焼却灰等については、最終処分量に応じて、納税義務者として最終処分業者に支払うこととなります。

真ん中の段の右の白い矢印の課税対象外と記載された部分であります、最終処分、埋め立て及び焼却処分以外の破碎などの中間処理については、課税の対象にはなりません、当該処

理後に最終処分・埋め立てもしくは焼却処分されるものは、納税義務者として同様に課税されることとなります。

このように、真ん中の段の一番右の白い矢印がありますが、最終処分・埋め立て及び焼却処分について課税をすることによって、排出の抑制や、課税されないリサイクルに向かうように誘導するもので、このことによって産業廃棄物の排出抑制等を図ろうとするものでございます。

なお、図の右の米印に記載しておりますが、徴収された税は、徴税に要する経費を除き、産業廃棄物税基金に積み立てられ、排出抑制等を図るための事業の財源に充てる際に取り崩すこととなります。

次に、税収の状況、これは、調定額ベースであります。が、(4)に記載のとおり、平成20年度の2億8,714万5,000円をピークに、やや減少傾向になっておりまして、平成25年度までの9年間の税収は、合計で22億2,044万5,000円となっております。

なお、これらの税収の内訳としては、最終処分に係る税収が約85%、焼却処分によるものは約15%であります。

税収の使途といたしましては、(5)に記載のとおり、25年度までの9年間で、5部局189事業に、合計17億3,645万1,000円を事業費財源に充ててきたところであります。今年度は、26事業に約2億6,000万円を充てる予定であります。

これらの事業のうち主なものについては、表に記載のとおり、リサイクル施設整備支援、監視指導事業、環境リサイクル技術開発支援事業等でありまして、25年度末の基金残高は3億7,137万8,000円となっております。

次に、税導入の効果であります。が、次のページの(6)①の表に記載のとおり、県内の産業

廃棄物の排出量につきましては、平成16年度188万1,000トンが、20年度203万8,000トン、24年度210万2,000トンと年々増加している中、これ以上にリサイクル・再生利用が73万8,000トンから85万1,000トン、100万1,000トンと大きく増加し、その結果、最終処分量は19万トンから17万3,000トン、15万6,000トンと大きく減少し、この数値は県の環境計画における平成27年度の間目標値である16万1,000トンを既に下回るところであり、課税による一つの効果と考えられるところであります。

また、②の不法投棄件数については、平成20年度以降、減少傾向となっており、産業廃棄物税を財源として実施する充実した監視指導体制、普及啓発・環境教育事業等の効果のあらわれと考えております。

さらに、③の排出事業者の意識につきましては、平成25年度に九州各県で同様の項目を用いて、排出事業者を対象に調査を実施したものであります。本県では、多量排出事業者500社を対象に行ったものでございますが、排出抑制等の取り組みを行って事業者は8割を超え、税の導入がリサイクル等への動機づけとなっており、このほか記載はしていませんが、社員の意識改革につながった、51.2%、処理コストの削減につながった、35.2%などとなっており、一定の導入効果があったものと考えております。

(7)の今後の方針等でございますが、①の検討結果については、ただいま御説明いたしました排出量等調査並びに意識調査結果から、本税の導入により、税の目的である産業廃棄物の排出抑制等がおおむね順調に進んでいるということ、また、多くの排出事業者がこれらに取り組む意識づけになっているなど、効果が見られるところであります。

また、県といたしましては、今後も本税を活用しながら、循環型社会の形成をさらに推進する必要があると考えられるということ。また、九州各県においては、共同で導入したものであり、各県とも課税を継続する方向で検討されておりますことから、本県においても継続することとしたいと考えております。

なお、さらに5年後の平成31年度に、再度効果を検証し、検討することとしたいと存じます。

②のその他でございますが、去る10月24日に、一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会と、本税に係る意見交換会を行ったところでありますが、制度PR等についての要望はございましたが、課税の継続については御理解いただいているところでございます。いただきました御要望等については、今後、的確に対応してまいりたいと存じます。

なお、2月議会におきまして、条例を所管する総務部から条例改正案が提出されることになると考えております。説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 コンクリートなんかを処理しますよね。ところが、今はそれをまたリサイクルとかいうか、後の建設、道路改良やらの敷砂利とかになかなか使ってもらえんという。リサイクルするけれども、途中でとまっているじゃないかと。だから、林道でも、どこでも、路盤にある程度使うというようなこともやってもらわんと、リサイクルは理想だけど、処理はしてもストックとして残るというわけです。そこをうまく、公共事業の道路改良なんか。コンクリの小さく砕いたのを路盤工なんかを使うというものを設計の中に組み込んでいなければ、リサイクルと

いうことはいいことだけど、それが最終的にうまく使われなければ、リサイクルも途中でとまるというわけです。そこあたりはどう考えているのか。これは、県土整備部も農政水産部も同じことだけど、そこあたりを考えてお互いがやらんと、うまく回らんとじゃないかというようなことも言われるんですが。そのあたりの考え方はどう考えておられるか。

○神菊循環社会推進課長 建設工事に関するリサイクルは、非常に重要なことというふうに考えておきまして、県土整備部の技術企画課におきまして、建設工事リサイクル促進事業というものを実施しております。これも、産廃税を活用した事業でございまして、そのあたりで広報等を行いまして、できるだけ使っていただけるような社会の構築というものを目指していくということになっております。

それから、また一方では、先ほどありましたリサイクル施設整備費を助成するというのがございましたけれども、これは、1件当たり1,500万円までを限度としまして、2分の1をそういったクラッシュランにするにしても、できるだけ用途に応じたものにしなきゃならないと。そのために新しい機械を導入する場合の支援等に使用しております。そういったことを用いてやっているところでございます。

ただ、現状としましては、おっしゃいましたとおり、少しだぶついてるということは伺っております。要するにバージンの砕石等、瓦れき等の使用と、それからこういったリサイクルの使用と、そのバランス等もあるというふうに伺っております。以上でございます。

○緒嶋委員 これは、建設関係の事業をやる場合、できるだけそういうことをうまくやらんと、

ストックして置き場所にも困るというわけです。新たな場所を求めると、その置き場がないというようなことも言われるので、こういうのはやっぱりリサイクルして、できるだけ利用したほうがいいわけですね。だから、そこ辺まで含めて最終的な利用をどう高めるかということも含めていかんと、リサイクルすることはいいことだっていうのはわかっていながらどうにもならないというような感じも出てきておるといこととでありますので。これは、また県土整備部あたりともいろいろ調整して、設計の中でそういうのを使えということ指定すれば使うわけですけれども、それじゃなかったら、それを使わんから、ほかの碎石等を持ってくるということとありますので。やっぱりリサイクルというのは、当然これは必要なことですので、そこあたりを今後検討していただきたいというふうに要望しときます。

○井上委員 1点だけいいですか。この環境計画の中のエコファーマーのことなんですけれども、このエコファーマーが伸びない理由というか、農家の皆さんにとって認定されると困るんじゃないけれども。これは、何かあるんですか。減ってるというか、伸びないというのには、何か理由があるんですか。

○川添環境森林課長 農政部門と意見交換してるんですけども、井上委員がおっしゃるように、メリットが少ないといいますか、農業改良資金が借りやすくなるということなんですけど、利率が下がるとかということじゃなくて、償還期限が10年のところが12年になるというような形のが大きなメリットでして、実際は、持続農業法に基づく、持続するための計画はやっぱり県に出さないといけないという形で、なかなかハードルが高い割にはメリットが少ないのかなっ

ていうのが、担当の意見とは聞いてますけれども。

○井上委員 何かイメージ的に、このエコファーマーの認定を受けておられると、製品そのものはいいなと思うじゃないですか。買うほうの側に立てば、消費者の側に立てばすごくいいなというふうに思うんですけども。何か別の、資金を借りることだけではない、何か付加価値みたいなのがプラスアルファなんかがないと、これは、本当は認定を受けられても全然構わないんじゃないかなと思うわけです。資金のためだけなのかなっていうのはそこだけなのかなって、ちょっと思ってしまうわけですが、本来そこまで、この内容からいうといいですよ。環境への負荷を低減した農業の取り組み支援や、生物、農業等を活用した環境保全型農業、テーマそのものはすごくいいわけで、そのテーマの立て方と実態とが合っていないということなのかなって、ちょっと思ってしまうんですけども。もちろん宮崎県の農業というのは、そこに非常に着目しながら、そしてまた、そこは実践しつつ、実態としてはやっておられるわけだけども。そこが何か、こうやって見ると、このエコファーマーの認定を受けないということとのイメージ、バランスの悪さみたいなものっていうのをちょっと感じるんですけども。これは、ちょっと何か工夫はできないのかどうか。この環境計画の中で、農政と一緒に話していただいて。これが、実数としてこうやって数字が出てくるものについては、単なるイメージの問題であるかもしれないんですけども、やっぱりこれは、計画との差が余りにもあり過ぎるというふうな感じを受けるので。実践的にはもう取り組んでおられるのに、そことが一致しないということ、何かクリアできるものはないのかっていうのを

ちょっと考えてみていただけないかどうか。

○上山環境管理課長 農政水産部のほうからのまた聞きなんですけれども。エコファーマーと申しますのは、農家の方に資格を与えるという形ではなくて、例えば作物、果樹なら果樹、ミカンならミカン、これに対して、例えばこれだけ有機的なものをやりました、これだけ農薬を減らしましたということを、ある程度プランニングしたやつを出して、先ほど環境森林課長がおっしゃったような形で、その計画に認定を受ける制度だというふうに聞いております。これは、3年ごとに見直しをするらしいんですけれども、見直しをする際には、前の計画よりもまたプラスアルファのものが求められていきますので、やはりかなり条件的には厳しくなってくる。

あともう一つは、先ほど環境森林課長が申し上げましたように、以前は制度資金の話とか、いろんな補助事業で優遇された部分があったように聞いておりますけれども、最近はなかなかそういったところがはっきり見えてこないということで、産地単位で取り組むやり方が減ってきてるんじゃないのかなというふうに聞いております。

ただ、エコファーマーだけが環境に優しい農業を今やってるという指標ではないというふうに聞いておりますので、例えば今やっていますGAPだとか、生物農薬を使ったICMとか、いろんな形で今、農政のほうも環境の取り組みを進めておりますので、この環境計画の中で、そのあたりをどういった形で反映させていくのかというのは今後の、委員がおっしゃるような課題ではないかというふうに考えておりますので、その点も含めて調整はしていきたいなというふうに考えております。

○井上委員 ぜひ、農政とよく話し合っ、現実に宮崎はそれを物すごく考えながらやっているわけで。環境に優しい作物をつくらうと。そして、消費者にとっても環境に負荷がないようなものをとということをちゃんと提案してるわけだから、これで、数字的なものだけを見ると、その意識が低そうに見えたりするじゃないですか、これだけ見るとですよ。だから、そういうものは、ちょっと何か違う、本質的などころに迫るような形での農業とエコという関係を実質出せるようなものに、計画を少なからず議論してみてもらいたいという提案なので、そこをやってもらいたい。

○川添環境森林課長 来年度見直すということで、もう本年度からキックオフというか、担当課との連携会議といたしますか、そういう担当者会議を集めることにしています。その場で、当然これは議論していきたいというふうに思っています。

○井上委員 お願いします。

○緒嶋委員 2ページ、この一般廃棄物の再生利用率は、平成32年度の目標率は上がるわけよな。ところが、産業廃棄物の再生利用率は、平成32年度は廃棄物の量も減るわけですけども、これは、下がるという意味はどういうことですか。再生利用率を上げないといかんわけですよ。下がるというのはどういうふうに理解すればいいんですか。

○神菊循環社会推進課長 2ページの下の方の産業廃棄物の欄をごらんいただきまして、24年度が47.6となっておりますが、32年度が、これは、目標値がもう42.4で、目標値を今現在上回ってるという状況でありまして、この目標値の見直しについても今後考えてまいりたいとことでございます。

○緒嶋委員 そういう意味で。これを一般的に見ると、ちょっと下がるという理屈がどうか。何か意味が。

○川添環境森林課長 緒嶋委員がおっしゃるように、線を入れてるところが、ちょっとそういう見られ方をするのかなと思いますので、今後、そこはちょっと訂正して。

○蓬原委員 資料の13ページです。廃棄物税条例、13ページの③でしたか、排出事業者の意識調査。「取り組んでる」というのが、それぞれ84.2ですから、まあいい傾向だなと思うんですけども、「取り組んでいない」15.8%、ここが問題だろうと思うんですが。ここをどうするかだと思うんですが。これは、職種的に排出抑制をしようとしてもできないのか、再生利用としてもできないものだから取り組んでいないということなのか、15.8%というこの意味というか、内訳を、背景を教えてください。

○神菊循環社会推進課長 取り組んでいないといいますのは、全般的な傾向でございますが、やはり小規模なところが多いということが、効率的な問題もございます。

それからもう一つ、今、委員がおっしゃいましたように、リサイクルされにくい廃棄物を排出する業界が多い、そういう部分があるかというふうに思っております。

○蓬原委員 それで、500社を選んで調査をされたわけですが、各県それぞれ廃棄物の内容の違いというのは、その産業構造によっても違うのかなと思いますが、本県の場合、例えば、産業廃棄物のビッグファイブを挙げるとしたら、トン数という区切りで何が一番多くてという、順位的なものはわかりますか。

○神菊循環社会推進課長 排出量で一番多いのは汚泥類だと思います。それから瓦れき、廃

プラスチック類というような順番だろうと思います。ちょっと確認もさせていただきますけれども。

○蓬原委員 わかったら教えてください。

○神菊循環社会推進課長 24年度の場合でございますと、汚泥が一番多くて39.7%、2番目が今申し上げました瓦れき類で24.5%、ちょっと間違えまして、3番目は廃酸、焼酎廃液等の廃酸です。こちらが11.8%となっております。

○蓬原委員 焼酎が多いというのは、やっぱり本県特有で、恐らく鹿児島もそういうことなんでしょうけれども、あと特性かなと思うんですけども、瓦れきってというのは、建築の廃材と考えていいんですか。

○神菊循環社会推進課長 はい、建築関係が主なものでございます。

○蓬原委員 これは、木材も入るんですか。

○神菊循環社会推進課長 木材は木くずとして別に分類されますので、別な量になります。

○蓬原委員 それで、この前、本会議の答弁でもありました。例えば、松の伐倒木というんですか、あれもバイオマスの燃料として使おうというようなことを、部長答弁でありましたけれども、この建築廃材や木材、これをバイオマスの原料として全部を持ち込んでいくみたいな方向性、くぎがあつたりとか、そういう使いにくい部分もあるかもしれませんけれども、これをバイオマスの発電所に持ち込んで使うということの流れは、発想はないものですか。

○神菊循環社会推進課長 現実にそういった建設廃材等を用いて発電している例はございますし、可能であろうというふうに思います。ただ、一つ考えなければならないことが、建設廃材の場合にはいろんな薬品類が付着しているということ、それから異物が入ってるということがござ

いますので、その灰にその影響が残る可能性も
ございます。したがって、灰を肥料等にリ
サイクルするということになりますと、多少問
題が出てくることもありますので、慎重な検討
が必要だろうというふうに思っております。

○蓬原委員 かなり住宅着工戸数が減って、昔
は2万戸ぐらいと言われましたけれども、今、
県内で8,000戸ぐらいですか。それで、今度、法
律をつくろうとしている廃屋、空き家対策です
よね。これが、もうかなり多くて、国において
は強制的に撤去できるみたいな法律をつくろう
というのが、読売でしたか、第1面に載ってま
した。そうすると、恐らく今後、そういう空き
家を解体していくということが、かなり大きな
事業になっていくんじゃないかなと思ってまし
て。そうすると、建築廃材が出るわけですよ。
これのリサイクルというか、それはまた、ある
意味そのままにすると、これも産業廃棄物が増
加することになるので、そのあたりのシステム
というか、一緒に考えていったほうがいいんじ
ゃないかなというように感じてたもんだ
から。今、ちょっとここから発展した話にな
ったんですけれども、何か感想があったら。

○徳永環境森林部長 一応建設再生分が、値段
は安いんですけども、F I Tの対象になって
おりまして、県内では今、旭化成ケミカルズが
建築廃材を利用して発電しておりますので、今
後は原木が中心にはなるとは思いますが、もし不
足するような場合は、それも一緒にやるという
ことは十分考えていく必要があるだろうという
ふうには思っております。

○蓬原委員 乾燥してますから、燃焼効率は
いいはずですよ。林地残材よりはるかに含水率も
低いはずですよ。話が進行しましたらまた情
報を教えてください。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○丸山委員 12ページの税徴収額の状況とい
うことで、年々少なくなってきている、減って
きているということなんですけど、これは宮崎
県のことであって、九州各県同じような状況
なのか、やっぱり産業が活発なところはふえ
てるってようなイメージを持ったほうがいい
のか、ちょっとその辺を教えていただけると
ありがたいかなと思うんですが。

○神菊循環社会推進課長 (4)の税収の状
況は調定額としておりますけれども、これは、
県内で発生して処理された量で、課税処分を
したと。実際に入った額ではございません。そ
の中には県外の産業廃棄物といったものも、
この中には入っているという状況でありまし
て。このように、20年度まではちょっと増
加をしております。これは、県外からの量
がふえたということがあるんですけども、21
年度以降は、リーマンショック等や、それ
から、本県の場合は22年度に口蹄疫とい
ったこともございまして、産業構造の冷
え込みといった点があったというふう
に分析しております。それぞれ各県、産
業構造も違いますし、そういった特別
な事情等もありますので、全体を把握
いたしておりますが、傾向としてはお
おむね同じような形かなという
ふうには思っております。

○丸山委員 どうしてもこれは県外からも
受け入れる部分があるというふう
に認識してらっしゃるんです。
どれくらいっていうふうに見れば
よろしいでしょうか。

○神菊循環社会推進課長 25年度で約10
万トンでございます。10万トンの
県外の産業廃棄物が搬入されて
おるということでございます。

○丸山委員 金額、徴収ベースでい
うと、どれくらいっていうふう
に認識すればよろしいで

しょうか。掛ければいいのか、1,000トン。

○神菊循環社会推進課長 県外分と県内分、ちょっと分けてはいないんですけども、大体3分の1ぐらいが県外の最終処分と、それから焼却でも、800円でございますが、焼却も県外から入ってきておりますので、その分と合わせると、ちょっと荒い計算ではありますけれども、3分の1とすれば、税額でいくと約1億円は行かないぐらい、七、八千万円ぐらいが県外のもの、かなり荒い計算でございますが、そういうことになるかと思えます。

○丸山委員 逆に言うと、県外に出てる部分もあるっていうふうに認識したほうがいいのか、それも少し教えていただくとありがたいと思えますけれども。

○神菊循環社会推進課長 先ほど、県外から入ってくるものが約10万トンと申し上げましたが、それとほとんど同等の量のものが宮崎県から他県に出ております。一番大きいものは、焼却灰等の再生利用とか、大分県等に行ってるものです。それからあと、特殊な薬品類で、そういった処理をする業者が福岡県にしかないとか、そういった形で行くものもございまして、おおむねバランスがとれてるというふうには考えております。量的なバランスでございます。

○丸山委員 基本的には、九州全体でこれを継続していこうという意向はもう固まっていると、前に説明をいただいたんですけども、料金的には今後とも、トン800円とか、トン1,000円とかという徴収の金額的にはどういうふうに考えてるのか。もう少し、リサイクルなんかをもっと進めようというのであれば、九州全体で上げたほうがいいんじゃないかとか、もう少し下げたほうがいいんじゃないかとか、どういう議論をされてるのか、ちょっと教えていただくとあ

りがたいと思えますけれども。

○神菊循環社会推進課長 九州各県においては、税額等については据え置きということで考えております。税の徴収の種類として、熊本と沖縄県は焼却処分には課税してないという特別な事情はもちろんございます。ただ、今現在は、それぞれ県がやっております制度で順調に進んでるというような認識を持っておりますし、今この税額を変える、各県が同時ならまだよろしいんですけども、それぞれの県が金額を変えることによって、広域移動の流れが変わってしまうおそれもあると。そういったことから、各県でいろいろ協議いたしまして、税額等についてもこれまでどおりでやっていきたいというふうな協議をしたところでございます。

○丸山委員 この税ができた大きな目的は、不法投棄を未然に防止しようということが大きくてできたというふうに認識してるんですが、ある程度、落ちついてきたかなというふうに思ってるんですが。この前の委員会の報告の中に、宮崎市が特にいつか、平成24年か平成25年はふえてたというふうにあったもんですから、それに対するところに集中して、例えば、この監視員を各県で置いてるということで、説明に書いてるんですが、そういう形ですと置くのか。厳しいことをどんと、監視員を置くっていう発想にするのか、どのようなことを今後考えているのかをお伺いしたいと思います。

○神菊循環社会推進課長 県で配置しております廃棄物監視員は18名でございまして、前職といいますのは警察官や航空自衛隊、企業のOBでございます。

それからもう一つ、宮崎市は廃棄物処理法に関しては、県と同等の権限を持っておりまして、宮崎市は宮崎市で人員を置いた上で監視活動を

やっているとということでございます。宮崎市が置く監視員の活動等については、人件費を含めまして、県のほうで一部補助をしていると。産廃税を財源として補助をしているということでございます。といいますのも、宮崎市の区域からも産廃税をいただいておりますので、その辺についての宮崎市に対する助成も行っているということでございます。

○丸山委員 確認ですけれども、ちょっと私もうろ覚え、宮崎市は別に持っているということは、産廃税は別に取ってるってということで、トータルするともう少し県全体でふえるということではないんでしょうか。

○神菊循環社会推進課長 産廃税は、県が県内全域を対象にして徴収しておりますので、宮崎市は別個に徴収はしておりませんので、私どもが産廃税をもとに事業を実施する場合には、宮崎市の区域を含んだ形での実施をいたしております。

ただ、監視指導とか法令に基づくものについては、宮崎市は別途権限を持っておりますから、宮崎市で行われる事業に対しての補助という形をとっているということでございます。

○丸山委員 今後、リサイクルとかを進めるべきであり、延ばしてほしいかなと思ってる中で、これまでの平成26年度予算配分が5,000万円と5,700万円と2,500万円という形でかかっているんですが、このまま同じような金額の排出でいくのか、もう少しリサイクルを進めるべきですよという要望がリサイクル業者のほうからあれば、ふやせる可能性があるというふうに認識してよろしいんでしょうか。

○神菊循環社会推進課長 この税收をもとにした1事業につきまして、毎年、各部局に対して照会をいたしまして、どういった産業からどう

いう要望があると。または業界からのどういう要望があるということ踏まえた上で要望を出していただいているということでございます。今後、そういうリサイクル業者なり、排出事業者でも結構でございますが、排出抑制等を図るためにぜひこういった予算が欲しいなり、支援をしてほしいということでございましたら、十分検討させていただきたいというふうに思います。十分可能であると思っております。

○丸山委員 いずれにしても貴重な財源ですので、うまく環境行政が進むようにやっていただければありがたいかなというふうに思っております。

○緒嶋委員 現在、県内の不法投棄については、余り問題はないわけですか。

○神菊循環社会推進課長 数は減ってきておりますけれども、これも、今、非常に充実した監視指導体制がある中でやるから、逆に多く見つかるという面もあるんですけれども、小さいものが多くありまして、大きいものはそんなに、時たまぼつとありますけれども、環境に影響を及ぼしてるような、逆に申し上げれば、県が措置命令を出した上で代執行しなければならないような、そういった事例は起きておりません。

○緒嶋委員 産業廃棄物処理の施設を今後つくるのか、いろいろ地域とトラブルやらあることが多いんですけれども、そういう動きも宮崎県は今のところはないわけですか。

○神菊循環社会推進課長 新たな処分施設をつくりたいというものは、年中いろいろ上がってくるという状況でございます。ただ、県は県の要綱によりまして、新たな最終処分場の設置については、当面認めないという立場をとっておりますので、その辺については規制をしてると

いうこととございます。

なお、今ある処分業者が、その維持管理をしながら営業を続けていくために、新しい処分場を隣につくると、そういったものについては認めるという方向性を持っておりますので、今現在も、1つ、2つですけれども、最終処分場の建設が行われているところがございます。計画のあるところがございます。

○緒嶋委員 今のところ、県の最終処分場のストックがないとかいう、そういう将来的な展望というのは余り考える必要はないということですか。

○神菊循環社会推進課長 要するに、瓦れきや廃プラスチックを入れるための安定型処分場については、県内に十分な余裕がございます。

それから、管理型最終処分場については、今、増設計画が2カ所上がっておりまして、そちらが完成すれば十分な容量があるというふうになっております。

○緒嶋委員 この前、犬の不法投棄がありましたよね。あれは、理屈から言えば、産業廃棄物というふうな取扱いになるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 いろいろあるかと思えますけれども、家畜の死体というのは、特定の産業に係るものが産廃というふうに法律ではなっております。いわゆる家畜農業に係る家畜の死体は産廃だと。ですから、そういったブリーダーとか、個人の所有とかいうもので出たものについては一般廃棄物です。その前に詳しくつければ、ブリーダーは事業系の一般廃棄物と、そういった表現になろうかと思えます。

○丸山委員 恐らく、今、太陽光が一般の分ですが、10年後、20年後にはかなり産廃的な要素が出てくるはずだなどと思っております。太陽光に対するリサイクルの技術的には、少し産業支

援財団が研究されてるとは聞いてるんですが、それをうまく再利用できるようなスタンスに落とし込んでいく、できれば宮崎県でそういった企業ができてきてほしいなと思っているので、その辺の現状なり教えていただければありがたいかなと思ってるんですけれども。

○神菊循環社会推進課長 12ページの(5)の一番下にございますが、環境リサイクル技術開発・事業化支援事業というのがございます。この中で、今委員がおっしゃった産業支援企業に対して助成してるものがあります。C I S系の太陽電池、このレアメタルの回収とか、再利用の技術開発っていうのを今現在も続けておりまして、そういったものに対する支援を産廃税を財源としてやってもらってるということとございます。

また、それを具体的に行ってる企業がということまでは伺っていないところでございます。

○丸山委員 ぜひ、できれば企業が移行できるように、環境森林部のほうが、新エネルギーを含めてやってると思っておりますので、その辺は対応をしていただくようお願いをしておきたいというふうに思っております。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、ないようですので、その他、何かありませんか。

○丸山委員 いいですか。私も一般質問させていただいたえびの高原のことで、きのうの新聞でも、大学の教授の話とか載ってたもんですから、えびの市ともかなり協議を、私が質問した以降もいろいろな協議を進めていただいているというふうに思ってるんですが。今の硫黄山を今後、あの状態が多分、地震の回数とかいろいろ気象庁のデータ見ても、かなり落ちついてる状

況になるけれども、気象庁は危ない危ないって言うふうに言っているもんですから。確かに危険性を考えると、なかなか県としては簡単に解除できないよって言うのはわかってるんですが、今の現状なりを大学教授とか、もしくはえびの市との直近の内容を教えていただければと思います。

○水垂自然環境課長 池めぐりコースにつきましては、10月24日からおおむね1キロということで制限してるわけでございますけれども、地元の観光とか、そういった面からも開放を求める声が大分出てきてます。ただ、一部開放につきましては、やはり噴火とか噴火の兆候、それに関する情報をいち早く利用者に伝えて、避難行動に結びつけるということが非常に大事だと思っております。

そうした観点から、11月14日にはえびの市と協議を行いまして、えびの市が行います対応マニュアルというのを、えびの高原周辺噴火等対応マニュアル、これを今現在、えびの市が作成しつつありますけれども、その対応マニュアルに基づきました情報連絡体制とか避難体制、こういったものについて意見を交わしたところでございます。また、11月21日は、えびの市と合同で現地調査も行っております。

今後につきましては、えびの市とともに、その対応マニュアルに基づきます注意喚起のためのチラシの作成とか看板の設置、それから緊急時の情報伝達、これは、具体的にはサイレンを設置するとか、そういったものになります。それから、負傷者を搬送するための救助体制などの確認、そういったものを行いまして、池めぐりコースの一部開放を行う方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員 ぜひ、地域振興と火山との共生を

これまでやってきた、また、今後もやっていかないといけないというふうに思っておりますので、共生できるような形として、先ほど課長のほうから言っていた情報伝達なり、避難、どうやって情報伝達するのかというのを含め、国また気象庁と連携しながら、また、えびの市のほうと連携しながら、早急にやっていただきたいと思っております。

特に今週末だというふうに聞いているんですけども、11月29日からスケート場もオープンするという事なんですけれども、なかなか、あそこも指定管理を県のほうが、観光のほうでたしかやってると思うんですが、きのうの新聞でもかなり痛手だということで、本当に心配していますし、えびの高原、このままいくとだめになってしまうっていうことも、私もこの前の一般質問で言わせていただいたんですが、できるだけ共生できる体制を早急に構築していただくようお願いしたいというふうに思っております。

○内村委員長 一つ伺いたいんですが、農村部といいますか、山の中で木がすごく大きくなってて全然日が入らない、そういうところが今どんどんふえてきています。住んでらっしゃる方は環境問題だとおっしゃるんですが、隣の木が大きくなって、切ってくれて頼むけれども切ってくれない。また、隣接地の人がいなくて、もうよそに住んでてなかなかできない。そういうことで、何か環境の条例はつくれないかという話が、今、何か所か来てるんですが、都城の場合は草刈り条例というのがあって、隣近所から苦情が出たら市が刈って、その料金を持ち主に求める。そのようにして環境を整備している所があるんですが、県の場合、そういう大きくなった木で迷惑をかけてる分の環境について何かで

きないかということなんです、どんなもんなんでしょうか。

○徳永環境森林部長 条例までつくるかどうかわかりませんが、実際、うちに、高齢者になりまして、家の周りの木が大きくなってどうしても切れんといういろいろな依頼が来ますんで、今、それらを森林組合等をお願いをして切ってもらおうと、ボランティアに近いんですけども、業者に頼みますと何万も取られますんで、森林組合をお願いをして切ってもらおうということもやっております。条例まではちょっと、市町村においては考えるとこもあるんだろうと思いますが、県においては難しいかなと思います。部としては、森林組合、素材生産業の協力を得て、そういう相談があれば、なるべく早目に対応するような、木に登って枝を打つとか、その辺はやっておりますんで、もし委員長、そういう御相談がありましたら、お電話をいただければ対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○内村委員長 ありがとうございます。わかりました。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後0時58分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

まず説明に入ります前に、おわびを申し上げ

たいと思います。

先週21日に、北諸県農林振興局におきまして、県庁ホームページに掲載しました入札広告に個人情報1件を誤って表示する事例が発生をいたしました。今後、再発のないように、各所属でのチェック体制を強化いたしますとともに、あわせて職員に対し、個人情報保護の一層の徹底を図ってまいりたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

次に、お礼でございますが、今月1日に開催されました全国お茶まつり宮崎大会の式典を初め、植物防疫60周年記念大会、食育・地産地消費フェスタ2014及び水産振興大会には、委員長を初め委員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、本日は、畑かん営農推進室長の甲斐が忌引のため、当委員会を欠席させていただいております。まことに申しわけございませんけれども、どうぞよろしく願いをいたします。では、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料をお願いいたします。

1枚お開きいただきまして、目次でございます。

本日、農政水産部からは、提出議案が3件、提出報告が1件、その他の報告事項が3件でございます。

1枚めくっていただきまして、左側の1ページをごらんください。

今回の補正は、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」に加えまして、給与改定に伴う人件費の補正としまして、議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」を追加して上程をしております。

まず、議案第1号の一般会計の補正額につき

ましては、1の平成26年度歳出予算、課別集計表の11月補正の議案第1号の列でございますが、ここの一般会計の下のほうの合計にありますとおり、7,568万6,000円の増額補正をお願いしております。

この右側の欄でございますが、議案第34号の追加補正予算額につきましては、7,925万3,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下でございますとおり、427億9,288万2,000円となります。

次に、1ページめくっていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

繰越明許費についてであります。公共土地改良事業及び公共農地防災事業で、2億760万円の繰り越しをお願いしております。これは、関係機関との調整等に日時を要したことによるものなどで、現時点で繰り越しが見込まれるものであります。

次に、4ページをごらんください。

債務負担行為の補正についてであります。県立農業大学校農業総合研修センター・宮崎県農業科学公園管理運営委託費の追加、それから、平成26年度漁業経営維持安定資金利子補給の変更でございます。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

本日は、このほかに議案第21号の「公の施設の指定管理者の指定について」及び議会提出報告として、損害賠償額を定めたことについて、そして、その他の報告事項として、農業の成長産業化に向けた提言についてなど、3項目を上げております。詳細につきましては、関係課・室長から説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

ます。

○内村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。お手元の歳出予算説明資料の35ページをお開きください。

11月補正につきましては、一般会計で4,885万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように、57億1,978万7,000円、特別会計を合わせた全体予算額は59億4,906万6,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

37ページをお開きください。

(事項) 農業大学校費の農業総合研修センター施設機能強化事業であります。詳細につきましては、別紙で1枚配付しております農業大学校の全景の航空写真の資料をごらんいただきたいと思っております。

右下に概要を掲げておりますが、みやざき農業実践塾の研修用ハウスの機能向上を行うものであります。当実践塾は、平成12年度から農業経験のないIターン者などを対象に、円滑に営農ができるよう、施設野菜等の栽培研修を実施し、毎年、平均で約12名のハウスを利用する塾生がおり、これまで103名の新規就農者を育成しております。

今回の補正では、研修用ハウス4棟の増設と、コンピューター制御によりますハウス内の温・湿度などを総合的に管理できる複合環境制御装置の導入を行うものでございます。これらの整備により、塾生が1人ずつ1棟のハウスで経営目標に応じた品目での栽培研修が可能となるなど、より実践的な研修が行えるものと考えております。

2の事業費ですが、補正予算額は4,885万6,000円を計上しております。

なお、整備エリアは、現在の実践塾ハウスの東隣を予定しております。

また、黄色で囲っておりますエリアの農業実践塾と、写真左上の農業科学公園につきましては、別途、議案第21号で説明いたしますが、来年度から指定管理者制度の導入を予定しており、民間事業者のノウハウを活用し、今回の整備ハウスの活用を含め、さらなる研修の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、同じく委員会資料の4ページをお開きください。

当課からは1件の債務負担行為をお願いしております。県立農業大学校農業総合研修センター・宮崎県農業科学公園管理運営委託費についてであります。先ほど申しました指定管理者の指定に伴う県の負担額について、債務負担行為を設定するものであります。設定金額は年間6,327万1,000円で、平成27年度からの3年間の総額で、1億8,981万3,000円を計上しております。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○河野農村整備課長 農村整備課です。平成26年度11月補正歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

農村整備課の補正予算といたしましては、2,683万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、129億76万6,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

41ページをお開きください。

(事項) 農業農村振興対策事業費であります。2,683万円の増額補正をお願いしております。内容は、多面的機能支払制度におきまして、昨年度までの農地・水保全管理支払からの制度設計の変更により、現地確認等の業務量が増加しました市町村の事務負担の軽減を図るため、事務費の推進交付金によりまして、県において来年度に向けた現地確認等の事務支援システムの構築を行うとともに、市町村におきましては、現地確認業務の一部外部委託を追加実施するものであります。説明は以上です。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の4ページをお開きください。

このページの下②の変更の表をごらんいただきたいと思っております。平成26年度漁業経営維持安定資金利子補給の債務負担行為限度額を909万1,000円から3,001万2,000円に変更をお願いするものでございます。

これは、本県の基幹漁業でございますマグロはえ縄漁業におきまして、近年の燃油高騰等による漁業コストの増加に加え、魚価安や最近の不漁によりまして資金繰りが厳しい状況にありますことから、現在は末端貸付利率が0.8%でございますが、低利で、かつ返済期間の長い、これは、最長で15年ということになっております。この資金の活用によりまして、経営の改善を図っていただくため、同資金の融資枠を1億円から3億円に増額するものであり、貸し付けに伴いまして、今年度以降に必要となる利子補給の増額分について債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

水産政策課は以上でございます。よろしくお願申し上げます。

○向畑農政企画課長 それでは、常任委員会資料の2ページをごらんください。

議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてでございます。

議案第34号は、人事院勧告に基づきました職員の給与改定に伴う人件費の補正でございます。議会及び県民の皆様は、給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにするため、その所要額を計上しております。

主な補正の内容につきましてでございますけれども、給料等の月例給が0.24%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.15月分の引き上げとなります。この結果、農政水産部、2ページが一番下の欄でございますけれども、補正額7,925万3,000円となります。

農政企画課からの説明は以上でございます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。同じく委員会資料の5ページをごらんください。

議案第21号の県立農業大学校農業総合研修センター及び農業科学公園の指定管理者の指定について御説明いたします。

1の指定管理候補者につきましては、学校法人宮崎総合学院としております。

次に、2の指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

次に、3の指定管理候補者の選定でございますが、(1)の公募は7月10日から9月9日までの募集期間において、最初の現地説明会等におきましては、5社ほどの参加がございましたけれども、最終的には1団体のみの応募ございました。

(2)の指定管理候補者の選定は、申請書類で資格審査を行う1次審査と、選定委員が応募者のプレゼンテーション等で審査する2次審査

により実施したところでございます。

②の選定委員は、行政経営課が示す指針により、5名の委員を選定いたしまして、③の選定基準等につきましては、特に今回は5ページの下にありますイの公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画として、研修センター、公園の利用者サービス向上や利用者増への取り組み、さらには効果的な研修の提案を考慮して審査を行ったところでございます。

次に、6ページの(3)の審査結果でございますが、①の採点結果は、500点満点で384点、総配点の100分の76.8でございます。

②の選定理由といたしましては、審査結果が最低基準点の100分の60以上の得点であったこと、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、県の施策や設置目的及び関係機関等の連携について十分に理解、認識していると認められることなどから選定したところでございます。

次に、4の指定管理料につきましては、指定管理候補者から提案のあった年額6,327万1,000円、3年間の総額として1億8,981万3,000円とされているところでございます。

今後、さらに農大校及び研修センターを交え、県と指定管理者との間で協議や調整等を重ねまして、新しい研修センター及び科学公園の管理運営の具体的内容等につきましては、2月議会で御報告させていただきたいと考えております。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○丸山委員 農村整備課のほうにお伺いしたいんですが、先ほど多面的機能支払制度等で、事務手続きが大変だということで、事務システム

を変えるとか、あと市町村の委託ができるっていう話、ちょっと具体的にもう少し説明していただくとうれしいかなと思ってるんですけども。

○河野農村整備課長 多面的機能支払、本来的には、各活動組織のほうに、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1で、交付金のほうを交付させていただいております。

先ほど御説明させていただいたのは、その多面的機能支払制度を推進していく上で、県や市町村が活動組織に対しての指導助言であったり、また、あと市町村のほうでは、今回、制度設計の変更に伴いまして、従来、活動組織で行っておりました現地確認等、この作業が市町村に移行されております。それに伴いまして、なかなか市町村の職員の方々も忙しいということがありまして、その部分のできるだけ事務軽減を図ろうということで、今回、補正のほうをお願いしたところでございます。

具体的には、県のほうで一括してそういった事務支援のためのシステムを構築するというのと、あわせて、市町村におきましては、なかなか市町村の職員だけで現地確認ができない部分について、例えば土地改良事業団体連合会等への現地確認の外部委託、こういったものによりまして事務の軽減を図ろうということを考えているところでございます。以上です。

○丸山委員 これは、補正予算ですが、27年度も同じような形で事務の軽減を図るため、そういったシステムが組まれるっていうふうに理解してよろしいでしょうか。

○河野農村整備課長 システムそのものは、今回構築しまして、あと来年度以降は、それを市町村のほうで運営していただくということになりますので、構築としては今年度のみで、活用

としては来年度から各市町村で、例えばタブレット等を利用して、現地で入力していただくとか、そういった作業が出てまいります。構築そのものは本年度だけで考えてるところでございます。

○丸山委員 GPSとかGISが発達してますので、それをつくるっていうことであって、人件費がどうのこうのではない。先ほど、何か立ち会いや確認が大変だからっていうので、人件費に使えるのかなというイメージを持ったんで、その辺の、ことしの部分と来年度がどう変わっていくのか、もう少しわかりやすく説明していただくとうれしいかなと思ってるんですけども。

○河野農村整備課長 市町村でいきますと、もともと推進交付金の制度の中では、例えば事務量がふえますので、臨時職員の人件費であったり、また、あと職員の人件費の部分は、職員の分は見れないんですが、時間外の手当であったりとか、また、先ほど申し上げた外部委託料等という委託費、そういったものに使えるということになっております。

その上で、ことしと来年度の違いは大きくはないんですが、来年度以降につきましても、やはりそういった臨時職員の雇用であったりとか、外部委託、そういったものに使っていくと。今回は、当初予算を組んでおりましたが、やはり実際やっていると、少し職員の方の負担も多いということで、市町村によっては外部委託をふやそうということで、今回、追加補正のほうをお願いしたところでございますので、来年度以降についても、業務内容としては大きくは変わらないというふうに考えております。

○丸山委員 変わらないっていうことは、今回、10分の10で国から来てるもんですから、来

年度以降は、ことしは4分の1とか、県が、市町村が何分の1とかいうことで賄ってくれということになって、現場のほうの負担がふえるっていうふうに、支出がふえるっていうふうになるっていうことですか。

○河野農村整備課長 今回、追加補正をお願いしております、当初予算で2,550万円ほど、県と市町村で推進交付金を計上させていただいております、今回は2,683万円の補正、合計で5,000万円余の予算になりますけれども、来年度については、今回の市町村分については、多分、来年度も必要な額になってくると思っておりますが、今回、補正のうち約2,000万円ほど県の支出にしておりますけれども、その分はシステム構築部分ですので、来年度以降については、その部分は必要はないというふうに考えております。

○丸山委員 何か、県のほうで新しいシステムで、パソコンみたいなのを買うということで、ソフトを組むための予算っていうふうに思ったほうがいいのでしょうか。

○河野農村整備課長 はい、県の部分については、システムの構築だけになりますので、実際、そのシステムを来年度以降使っていただくのは市町村のほうで、タブレット等を購入されるなりして使用していただくというような形になります。

○丸山委員 もう一回確認します。ちょっとイメージがわかりづらくて、システム構築、具体的にどういうシステムを組もうとしてるのかっていうのを教えていただくと、わかりやすいのかなと思ってるんですが。

○河野農村整備課長 済みません、ちょっと説明がまずくて申しわけございません。

現在でありますと、例えば、図面等を持って行って、現地でここの部分についてはこういっ

た状況だということで野帳に記入して、それを持ち帰って役場のほうで、パソコン等で帳票にしていく作業が伴います。そういったことで事務負担があるということで、今回は、県のほうでそこら辺を現場にもう直接タブレット等を持ち込んで、そこで入力して持ち帰れば、そのまま帳票に出力ができるような形のシステムを構築したいと考えております。それを来年度以降、市町村のほうで実際に使用していただいで、できるだけ事務の軽減を図っていただきたいという考えでございます。

○内村委員長 よろしいですか。

ほか、ありませんか。

○井上委員 済みません、そしたら、議案第21号の県立農業大学校の総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定のことなんですが、これは、ちなみに、最初、説明会に来られた5社っていうのは、大体どういうところの方々なんですか。

○大久津地域農業推進課長 県内で公園管理をやっている業務とか、人材育成をしているようなところで、その2つを1セットになってやろうとか、いろいろな検討をされた中で提案がございましたけれども、最終的には一緒になれなかったのかよくわかりませんが、1社、総合学院が公園管理と人材育成、両方の提案があったということでございます。

○井上委員 確かに、この公園の管理と、それから、問題は人材育成のところなんですよね。これのリカレント研修とか生涯学習研修、みやざき農業実践塾、私自身は農業大学校というのは高く評価をしていて、全国的にも農業大学校を持っているところっていうのはなかなかないわけだから、これは非常にステータスのあるような学校にさせていただきたいっていうのが望み

なんですが、人材育成に関するこの分野のところについては、その指定管理者にお任せなんですか。

○大久津地域農業推進課長 今回の審査の中で、まず一つは、当学院からの提案におきましては、平成24年度から文科省の予算を使いまして、農業法人等で農業に携わる生産、加工、流通、ビジネス創出、こういったものについての知識やスキルを備えたアグリビジネスの人材を育成するというようなことでのモデルについての構築検証というのを当学院が、いろんな関係機関と一緒にやって26年までやられているということで、そういったものを生かしていきたいということがございました。

また、当学院は、専門学校としての実績を持ってらっしゃいますので、特に簿記とか経営とか、そういった人材育成、こういったもののノウハウは十分生かせるかなと思っております。

ただ、実践塾での生産的な部分というのは弱うございますので、これについては現行の現業の方々とか指導員の方、こういったものをできるだけ維持していただく、継続して雇用していただくということになっておりますので、そういったものの条件で、今後、内容を詰めていきたいと思っておりますし、運営とかやり方については、これから3月まで実際検討しますけれども、前回も御説明いたしましたように、来年度以降についても、農大校、県、それと指定管理者等々が協議会をつくりまして、その中で運営のあり方とか課題とかいろんなものも含めて、随時検証していくような協議会をつくって運営することで合意を得ておりますので、そういった形で今後も進めていきたいと思っております。

○井上委員 人材の育成っていうのは、もう本当に大切なことと、それから新規で農業に参入

しようとする方たち、そこも受け入れるのがこの県立農業大学校なので、そこも含めて考えると。農業についてももとの考え方ですよ。以前の農業から、それから今、私どもが考える宮崎県の農業のあり方みたいなのっていうのは、やっぱり指定管理者の方では話し切れないものがあるんじゃないかなっていうふうに思うんですよね。だから、そういう協議会があるのなら、その協議会の中で十分に議論していただいて、そして、いかに生産性を上げるかということも大事ですし、一方では、宮崎らしい農業のありようっていうのも考えていただきたいと思うので、そのあたりはしっかりと詰め切っていただきたいというか、議論を十分していただいて、学校長も大変でしょうけれども、ここを一緒になって、一体となってやっていただけるように、ぜひお願いをしたいと思います。

あなた任せでは絶対だめだと思うので、それで、よその県の農業と宮崎県の農業がイコールではないわけで、そして、求めるところ、突き進んでいく方向性っていうのも若干違ってくると思うので、そこあたりも含めて、いかに県の政策と一体となった話とか、それから、ある意味での経営能力っていうのはまた別の問題として、そこはつけていただきたいと思いますが、ビジネスとしてのありようみたいなのはつけていただきたいと思うけれども、そこだけを追求してるわけではないところもあるので、それをしっかり学校長も含めて一緒に協議を詰めていただくように進んでいただきたいと思っています。

○山内県立農業大学校長 大変ありがとうございます。今の委員のような御指摘が、指定管理制度導入においても一番かなめであると思います。

これは、先般の委員会のときにも御説明したとおり、農業大学校の約100ヘクタールのゾーンが、公園も含めまして、いわゆる人づくり、農業の人材育成の拠点ということで、全然色の違う施設があるというような形になれば、それはちょっとおかしな話になりますので、一体的な推進を図っていくことが必要だと思います。

実践塾につきましても、これまでの卒業生136名中、実に就農者が103名ということで、8割近く就農しておりますし、現実的にも離農者はまだ6名ぐらいということで、非常に効果の高い実践塾になっておりますので、そういったいわゆる効果継承をしっかりと次の段階でもやっていくと。

それから、残る農学部段階でも、現在いろんな厳しい御指摘も、農業大学校の定員の充足とかいったところで、御指摘も伺っております。そこは、やっぱり農業大学校、農学部の改革ということを進める上でも、一方では民間活力というか、指定管理者制度が隣にあるということで、そことの連携を行うことによって、より、ほかの学校とは違うようなメリットも生み出していきながら、相乗効果も高めていくということで、そういった狙いで、イメージ的には共同運営的な感じで、一体的に関与して進めていけたらなというふうに思っております。以上です。

○井上委員 ぜひそういう視点も入れてやっていただきたいと思っています。業としてやっぱり成り立つ農業、それから、農業改革っていうのを、一応、予算書の中でもはっきりと明記したぐらい、宮崎県の農業というのは進んでいく方向性というのも明確になりつつあるわけだから、そこも入れて、農業大学校がステータスのある学校になるように、ぜひ、あなた任せでは

なく、主体的にやっぱり農業大学校としての、よかったらここに生徒があふれるほど来てただけのように、発信もできるような状況にしていきたいというふうに思っています。以上です。

○丸山委員 私も、この関連なんですけれども、ハウス整備のことについてももう少し伺いたいですけれども、既存のハウスが8あって、それにプラス4つ新しくつくるといことなんですけれども、それはわかるんですけれども、システム上、制御装置を使うということなんですけれども、前のハウスは古かったり、前の8ハウスと今度新しくつくるハウスの精度っていいですか、それは違うような気がするんです。その辺は12名にそれぞれ入ってもらおうということで、それぞれのつくる作物が違うから、これで大丈夫だよって、古いハウスなのか、割かし新しいハウスなのか、その辺も含めてちょっと現状を教えてくださいとありがたいかなと思ってるんですけれども。

○大久津地域農業推進課長 今、現状の8棟のハウスについては、同じく中期展張ハウスが6棟ございまして、4棟が平成12年でございまして。あと2棟が平成21年、また、AP改良2号で2棟、平成21年ということで、4棟自体は割と新しい施設でございまして、古いのも中期展張でございまして、しっかりはしているということでございまして。

システムについては、若干、委員が御指摘のように、古い施設をどうしたらいいかということについては、今後、導入に当たって、そのシステムの導入先との協議を進めながら、より実効性のある形で持っていきたいと。基本的には同様のシステムというふうには考えておりますが、現状も把握しながら、業者とも協議し

ていきたいと思っております。

○丸山委員 あと、6月補正のときに、国富のほうに大型のICTを使ったハウスがあるんですけども、こちらの方が先行して、もう整備が済みつつあって、実質はまだ作付等はやってないかもしれませんが、本当はこちらが、先に進んでると思っておりますので、こちらのほうの技術をできるだけ早く実践塾のほうで習得したほうが、より効果的な実践塾になるのではないのかなと思ってるんですが、この先に、先行していると思われる国富との連携っていうのは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○大久津地域農業推進課長 今回のコンピューター制御については、まず、総合農業試験場でやっておりますシステムと同系統の形で、ただ、新規就農者でございますので、基本的には温度と湿度を総合的に環境制御ということで、将来的には炭酸ガスとかいろんな形にまでなりますけれども、そこまではちょっと今のところ、実践塾では求めない。どんどん追加はできるようなシステムということでの便宜は図っておりますけれども、当面は温・湿度を総合管理することによってやってきて、その延長上が国富の次世代とか総合試験場なので、扱い方とかやり方、また、土曜、日曜の管理とか、こういったものについては十分生かせるのではないかなというふうに思っております。

○丸山委員 私はてっきり次世代式のかなっていうイメージだったんですけども、そうではなくて、次の段階としてやっていくということなんです。わかりました。

それじゃ、できればここで得たものが、実際本当に自分で立ち上げたときに、うまく使えるような形で。やっぱり次世代のほうがいいっていうのがある場合、12台全部が同じじゃなくて、

例えば10は今のこのシステムで。あと2つぐらいをかえられるというようなシステムは無理っていうことなんでしょうか。

○大久津地域農業推進課長 説明がちょっと十分ではなくて。システムとしては、ベースは次世代と同じものでございます。その中で、管理するものが温・湿度だけに限定して、その機能を強化すれば、CO₂とかいろんな形もできるんですけども、実践塾ではそこまでは求めないと。そこまで、今後必要であれば、機能向上もしていきたいと思っておりますが、当面は、温・湿度の総合管理という形で、一応実践塾では研修をさせていきたいなと思っております。ただ、扱い方については、次世代と同じような、ベースは一緒でございます。

○丸山委員 せっかくですので、そういったことをふまえながら、ぜひやっていただきたいと思えます。

あと、指定管理についてなんですけれども、指定管理のほうの6ページに、指定管理者からの委託料が出ているんですけども、県が試算した場合とどれくらい差額があったのか。はっきり言って、安かったのか高かったのか。いわゆる最小の経費で最大の効果を上げてほしいというふうな思ってるものですから、その辺は、この6,300万円というのがどうだったのかというのをちょっとお伺いできればなと思うんですけども。

○大久津地域農業推進課長 この計画については、指定管理者を公募するに当たり、県が示した金額と同額でございます。

○丸山委員 たしか、ここにレストランみたいなのがあったと思うんです。これが結構、また収益にもはね返ってくるというふうに聞いてた

もんですから。その辺を今後、指定管理すること詰めていくんだらうなというふうに聞いてるんですけども、それが来年3月か2月ぐらいのときに説明があるのかなと思ってるんですが、具体的に何か既にもう詰めてるっていうことがあるんでしょうか。

○大久津地域農業推進課長 レストランうまい館につきましては、雨漏りとか空調設備とかいろいろなものが故障しておりまして、当面、施設として使えるまでの修繕については、ことしやろうと思っております。

ただ、このレストラン運営等につきましては、まだ提案者からも、当面は実践塾をしっかりとやること、公園管理をしっかりと1年間は様子を見ていきたいというのはございましたので、それについては3月までに、またもうちょっと協議が必要でございますけれども、レストラン運営についてまでは、施設の修繕までは県で対応しますけれども、来年の即運営ということになるかどうかについては、まだ今後、協議。ただ、提案の中では、1年間はちょっと、今、完全に委託している公園管理と実践塾業務を先行して、十分達成するような形で頑張っていきたいというような提案でございます。

○丸山委員 指定管理だと、もう一ついいのは、県民の利用のしやすさというのが、促進というのもあるんですけども、指定管理のほうから、県としても、非常にこれはおもしろいとか、こういう目標を掲げているから、これは、ぜひ利用者の数を達成してほしいなっていうようなことがあれば、ちょっと教えていただきたいかなと思うんですが。

○大久津地域農業推進課長 当法人は、専門学校を駅前で運営されておりますので、まずはああいふ専門学生たちをいかにうまく使っていく

かっていうことでの提案がございますし、また、高鍋だけの、研修センターだけの研修だけではなくて、例えば夜間とか土日の駅前での勉強とか、農業のための勉強のために施設を使うとか、そういう相互連携をやりたい、そういった提案もございます。

さらには、ここの当学院は、行藤山を初めとする青少年の自然の家とか、いろいろなところも受託されておりますけれども、こういったところと高鍋の研修センターには宿泊施設もございますので、そういったものの職能を生かしたような交流とか勉強、研修とか、または、土日についても、民間でございますので、宿泊研修もして、またスポーツの宿泊とか、そういったいろんな形でイベントをもっともっと上げながら、ここの利活用を向上させたいという提案がございます。それについては、今後3月までに具体的に、1年目からどういう形で進めるか等を今後協議をさせていただきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひ、いろいろすばらしい提案だと思っておりますので、それが本当に県民のためになるように、県と指定管理者、また農業大学校とうまく連携しながら進めていただきたいと思います。

○前屋敷委員 この指定管理料の決定なんですけれども、今、県が示した額と同額だという御説明だったんですけども、事業内容によってこの額も変わってくるんで、基本的には事業内容が示されて、県が一定試算をしてということ、流れはどうなるんですか。

○大久津地域農業推進課長 まず、県のほうから示したものについては、過去の実績を踏まえて、その平均で出しております。その業務を一つ一つ提示いたしまして、その業務を遂行

するに当たって、向こうから積算された金額で最終的に上がっておりますが、実際、冒頭に5社ほどあったということでございますけれども、やはり県のほうとしてのこの指定管理料の設定については、できるだけ効率化というところで、予算的にもちょっと落としているところもございますが、一方では、提案者からは、やっぱりちょっと1年目からの、公園管理業務というのは定額なんですけれども、実践塾というのは、農業ということでいくと、生産物とかいろんな課題もあるということで、なかなか定額どおりの収入があるかどうかというのは不安であるということで、そういった部分では、金額的にやっぱり厳しいんじゃないかという意見も多数ございました。そういった中で、最終的には当学院が、県が示した金額で、ぎりぎりでは何とか工夫してやっていきたいというようなことで、今回の候補者決定ということに至ったところでございます。

○前屋敷委員 そういうことで、団体、ここは総合学院ですか。ここにやっぱり必要な経費というのは、当然見なきゃならないと思いますし、だからもう、過度なそういう切り詰めた予算になってくると、その運営そのものも難しくなる。ひいては、やはりそこで働く人たちにも影響するということにもなってきますので、そこはやっぱり適正な価格というのはきっちり保障することも必要です。

それと、前期との金額、県のほうからこういう事業の中身の指定がどれほどになるかというものもあるんでしょうけれども、今回出された額と前期との差はどんなですか。26年度までの3年間の分と、今度提起される。

○大久津地域農業推進課長 今回、これについては、来年から初めてでございますので。

○前屋敷委員 この間、前回の何か御説明いただいた記憶があったので。

○大久津地域農業推進課長 あれはずっと、今回のこの手続を踏むための段階で説明しております、実際は本年度、今回決定させていただければ、4月から契約で初めて3年間を運営してまいりたいと思っております。

○前屋敷委員 私の認識が少し違っておりました。

それと、みやざき農業実践塾ですけれども、ここは本当に、専門性が問われるところなんです、ここの塾に当たっての講師などは、県、農業大学校から派遣をしてこの塾がやられるのか、こちらの学院のほうか、そういう専門的な方を招致して授業を進めていくのか、その辺はどうなるんですか。

○大久津地域農業推進課長 これまでも実践塾については、研修センターで雇用している方々がおられますので、一応この指定管理者にお願いするに当たっては、従来のごういった職員の方々については、同じ条件で雇用を継続していただくというようなことをお願いしております。

ただし、一方では、講師の方々、指導者の方々の意向を今確認しております、できるだけ継続的に雇用するという形と、さらに当学院としては、先駆的な農業の技術者、指導者となり得る方を、今、いろいろ探されてるというふうにお聞きしておりますので、そういったところを一体的にやって、さらに充実するスタッフで、来年から運営できるような形で、今後、協議、調整を進めたいと思っております。

○蓬原委員 今に関連するんですが、結局、6ページの上の研修実践塾、ここに提案というのがあるわけですが、カリキュラムという言い方が正しいかどうかわかりませんが、基

本的なベースになるカリキュラムっていうのは、県のほうでこれはやりなさいということが提示してあるということですか。

○大久津地域農業推進課長 この公募に当たりましたは、かなりの量、詳細の基準とか、業務報償をお願いすることっていうことで示しまして、基本的にはこういったレベルのことを全部、研修はやっていただくということで、従来のことは踏襲すると。当学院のノウハウで、さらにプラスアルファできるようなものについてはお願いしますということで、今、提案をいただきましたので、その辺も3月までにカリキュラムの中にどう組み込めるかっていうのを調整、協議して、より充実したものにしていきたいと思っております。

○蓬原委員 ということは、県としては、今度、指定管理者になるけれども、そのカリキュラム、研修のやり方については、普通一般的な言い方をすれば、年間を通じて口を挟める状況にあるということね。

○大久津地域農業推進課長 先ほど農大校長からもございましたように、この運営とか内容についても、農大校との一体的な運営でないと困りますし、また、実践塾の就農者は、現場のほうでの調整と、普及とかいろんなこともございますので、それについて、県がある程度こういった方針とか運営の方法については協議して、お互いの合意のもとでやっていくという形の協議会をつくるということで、提案の中で御説明し、了解をいただいております。

○蓬原委員 この委託料なんですが、今、前屋敷委員の質問にもありましたが、指定管理者さんが、県が示した金額に合わせつけてきたという、そういう表現の理解でいいんですか。

○大久津地域農業推進課長 最終的に、第2次

の審査委員会の後に、私は初めてお会いしたんですけれども、やっぱり厳しかったということ。県のこの金額で最大限の指定管理の運営をしていきたいというようなお話でございましたので、かなり厳しい、ぎりぎりの選択だったというふうにお伺いしております。

○蓬原委員 その乖離の差っていうのは、かなり大きかったんですか。

○大久津地域農業推進課長 具体的な数字については、お聞きしておりませんが、やっぱりそれなりの数字の、向こうが期待してる試算っていうのはもっと大きかったというふうにお伺いしております。

ただ、今後は、自主運営とかいろんな形で、そこ辺については一緒に企画しながら、当学院に任せっ放しじゃなくて、この研修の内容についても、県からのアイデアとかもいろいろ形をつけながら一緒にやって、それに相乗効果を持たせるような形にしていきたいと思っておりますので、そういった部分については、必要性があれば、県のほうからも予算の措置というのも今後出てくるかとは思っているところでございます。

○蓬原委員 そうした場合に、指定管理者としてもこの指定管理料をいただいて、そして、ほかの収入があって、それで運営していかないといけないわけですよね。その場合に、この指定管理料以外の収入としては、何か利用料みたいなものが入ってくるんですか。ほかの収入源としては、何があるんですか。

○大久津地域農業推進課長 特に大きなものについては、この実践塾で生産されます農産物の売り払い収入でございます。これについては、一定の金額までは、年間で約1,300万円ぐらい、指定管理者のほうで運営費として使っていた

くと。それ以上上回ったものについては折半で、県に半分は収入でいただくということで、生産もどんどん頑張ってくださいというようなことでお願いしてるところでございます。

○蓬原委員 なるほどね、何か説明がしてあったみたいですね。ということは、指定管理者としては、いわゆる指定管理者として努力することによって、自分たちの利潤っていうか、利益を上げるっていうか、その部分というのはどの部分に一番頑張ればいいわけですか。例えば、今の農産物については1,300万円、あとはもう折半だよっていうことですよ。

○大久津地域農業推進課長 特に大きいのは、生産物を今まで市場販売とかいろんな形でやっていたのを、こういったいろんな販売の手法っていうのがありますので、そういった形でいかに売るかといったことと、できるだけ生産物を、量を上げていくというようなことの中で、研修生をしっかり指導していくということでございます。

それと、もう一つ大きいのは、研修センターは宿泊施設がございまして、これを従来の利活用以上に、土日とか、先ほど言いましたスポーツイベント、合宿、こういったいろんなもろもろで、地域の商工会とかいろんな方たちとも今話を進められているとおっしゃいましたので、そういった部分で宿泊施設をできるだけ、オープンに活用して収入を上げるというようなことを、今から工夫、検討したいというふうに言っていたいております。

○蓬原委員 そこですよ。いわゆる企業努力によって、この公の施設が多く利用されていくということ、それは企業努力。逆に言うと、それでその効果が出るということでしょうから、その企業努力ができる部分というのは幅がない

と、安く請け負ってるわけですから、その部分で頑張ってもらわないといけないということだと思いますが、次に移ります。

採点が、これは環境森林部にもお尋ねしたんですが、100分の76.8。県として理想とするところは100点ですよ。例えば工事の請負の場合、例えば100という見積もりに対して80%で請け負った場合、仕事は100の仕事をしてもらわんといけないわけですよ。でも、これはちょっと意味が違いますけれども、それにしても100点満点の評価に対して、トータル70、総合得点76.8しかなかったということは、二十数点まだちょっと足りないよねっていうところがあったということですよ。その部分は、だから、県が理想とするこの100と、この差の部分っていうのはしっかりフォローしていかないと、77点で受けたから、自分はこのだけのサービスでいいじゃんでは困るわけですよ。そこのところのフォローはどうされるかということをお尋ねしたいと思います。

○大久津地域農業推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。各委員、5名の審査委員のいろんな審査の手法の中で、かなり点数のばらつきがございました。最大で85点から、低い方で66点ということで、その平均が、全部を足して384点でございますけれども。委員がおっしゃいますように、課題として点数が低かったところについては、やはり提案だけでは物足りないということで、これについては3月までに提案者側にもしっかりそこを示しまして、そこをいかに修正していくかということを協議して、さらにより必要な部分については、県としてもさらなる支援をして、今まで以上のスキルで学べる場所という、総合の研修拠点という形になるように、3月までいろいろ検討を重ねてまいり

たいと思っております。

○蓬原委員 よろしく申し上げます。以上です。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、次に移ります。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○向畑農政企画課長 資料の7ページをごらんください。

損害賠償額を定めたことについてでございます。

上の段のほうにございます農政企画課の事案は、県有車両による交通事故でございまして、26年、ことしの7月7日に発生したものでございます。

具体的には、宮崎市天神山ふれあい竹林園駐車場において、県有車両を駐車するためにバックした際に、車どめのポストに接触したものです。

なお、賠償金につきましては、任意保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に鋭意努めております。引き続き一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと思っております。私のほうからは以上でございます。

○日向寺漁村振興課長 漁村振興課でございます。同じく損害賠償額を定めたことについての漁村振興課分でございます。

こちらの事案につきましては、北浦漁港の臨港道路上におきまして、グレーチング跳ね上げにより、通行車両の底の部分を損傷させた物損事故でございます。

賠償金につきましては、県の加入する道路賠償責任保険から支払われております。

また、事故後、県内全ての漁港の臨港道路の

検査を行いまして、再発防止のため、修繕等必要な措置を行ったところでございます。以上です。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○向畑農政企画課長 それでは、私のほうから、資料の8ページをごらんください。

宮崎県の成長産業化推進会議についてでございます。この中身について御説明申し上げます。

この8ページのほうにございますように、県では昨年4月から県内外の有識者で構成いたします宮崎県農業成長産業化推進会議を設置いたしました。本県農業の成長産業化に向けた施策のあり方等々を検討してまいりまして、(3)の開催実績にありますように、これまで8回にわたって議論を行っております。そして、先月28日に最終提言をいただきました。その概要について御説明を申し上げます。

昨年11月の段階で、一度、委員のほうには中間報告という形で御説明は差し上げております。

次のページ、9ページをごらんください。

この提言は、大きく3つの柱にそれぞれ2つの、合計6つの提言によって整理されております。

まず最初に、柱であります1番の多様化するマーケットとの安定した取引づくりでございます。提言①といたしまして、契約取引を基本とするマーケットイン型産地への転換を加速化するため、将来ビジョンの策定を推進するとともに、産地の取り組みを支えるプラットフォーム等を構築すべきこと、また、提言②といたしまして、多様化が進むマーケットに的確に対応し

ていくためには、迅速な意思決定が重要でありますことから、法人経営体を育成するとともに、JAがリーダーシップを発揮し、産地を牽引すべきものであると御提言をいただいたとでございます。

次の柱、2の安定的な取引を支える生産構造改革でございます。提言③といたしまして、規模拡大や生産性向上など、目指すべき経営体像を明確にして、その後押しをすべきであると。特に、今後の産地の核となります認定農業者に着目した施策を展開すべきことが求められています。一方、提言④においては、中山間地域において、農業単体ではなく、例えば地域間の連携や、医療・福祉との連携など、地域全体で活力を生み出す地域政策的なアプローチが求められています。また、この中でもJAの役割、特に社会基盤としての期待にも言及されています。

3番目の柱でございます。3、これは、安定的な取引や生産構造改革を伴う人材確保でございます。提言⑤といたしまして、経営者としての農業者を育てるという視点に立って人材を育成すべきである。そして、最後の提言⑥では、県の普及員やJAの指導員などの指導者側について、これまで以上に高い指導レベルが必要でありますことから、しっかりとした対応を行うことといった提言をいただいております。

この提言の内容については以上なんですけれども、今回のこの内容につきましては、今般の地方創生の中でも重要な指針になるものと私も受けとめております。県では、今後策定いたします県の総合長期計画、さらには農業・農村振興長期計画にこれらの考えを盛り込みますとともに、具体的な施策や事業を構築いたしまして、JAを初めとする関係団体とともにしっ

かり連携しながら、本県農業の成長産業化を実現させたいと考えております。

なお、提言の詳細につきましては、別紙をお配りいたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

農政企画課からは以上でございます。

○田原漁業・資源管理室長 水産政策課漁業・資源管理室でございます。

委員会資料の10ページをごらんください。

ウナギ養殖業の届出制についてであります。

1の背景でございます。近年、歴史的低水準にあるニホンウナギ資源については、本年6月に国際自然保護連合のレッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっており、今後予想される絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、いわゆるワシントン条約によるウナギ稚魚の輸出入規制を回避するためにも、適切な資源管理の取り組みが重要と考えております。

(2)の Paragraph ですが、このような状況の中、本年の9月には、東アジアの関係4カ国・地域による非公式協議が開かれ、ニホンウナギの池入れ量を直近の数量から20%削減することで合意がなされるなど、国際的資源管理の枠組みが構築されたところであります。

(3)ですが、このような国際合意の履行を進めるため、国においては、従来規制のなかったウナギ養殖業に対し、個別の経営体ごとに池入れ数量の上限を設定するとともに、その実効性を確保するため、ことし6月に成立した内水面漁業の振興に関する法律に基づき、届出制を導入し、11月1日付で施行されたところであります。

次に、中段の2、届出制の概要です。

初めに、(1)開始届出書の提出ですが、現に

ウナギ養殖業を営んでいる既存の養殖業者は、平成26年12月1日までに、新たにウナギ養殖業を営もうとする新規の養殖業者は、養殖を開始する日の1カ月前までに開始届出書を国に提出することが必要となりました。

次いで、(2)の届出養殖業者の義務及び罰則のとおり、届け出を行った養鰻業者には、毎年、サイズや種類ごとの年間池入れ計画を内容とする養殖予定書の提出や、毎月、池入れ量及び池出し量を記載した実績報告書の提出が義務づけられますし、開始届出書等の届け出をしなかった場合などは、罰金が科される場合もあります。

なお、(3)その他ですが、ウナギ養殖業は、来年度以降、届出制から許可制への移行が予定されております。

最後に、3、本県の対応ですが、県では、県のホームページや新聞等に載せます県政けいじばんにより県民へ周知を図るとともに、既存養殖業者への説明会の開催等、制度の円滑な導入に向け、適宜指導を行ったところであります。

なお、本県における届け出者の数は、47業者程度と見込んでおります。

最後に、今後の対応ですが、国内外におけるウナギ資源管理の徹底が求められる中、国や業界団体が一体となって進めるウナギ資源管理の実効性を確保するため、池入れ数量の上限を遵守するよう指導を徹底するなど、引き続き全国有数の養鰻県・ウナギ稚魚採捕県として、責任ある役割を果たしてまいりたいと考えております。説明は以上です。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。委員会資料の11ページをごらんください。

豚流行性下痢(PED)の防疫対策についてであります。PEDの現在の発生状況と、10月24

日に公表された国の防疫マニュアルについて御報告いたします。

まず、1の発生状況でございますけれども、左側の全国の状況につきましては、国の発表が更新されておりますので、申しわけありませんけれども、直近の数字で説明させていただきます。発生地域数につきましては、39都道府県ということで、発生農場数につきましては5農場増加いたしまして、834農場というふうになっております。発症頭数、死亡頭数につきましては、それぞれそこに記載されているとおりでございます。

続きまして、右側の宮崎県の状況でございますけれども、一部に沈静化していない農場はございますけれども、7月25日以降、新たな発生は確認されておられません。

表の下段に、下のほうですけれども、米印で「平成26年11月16日現在」となっておりますけれども、そこが23日現在に更新されております。16日から23日の間の1週間で、5農場増加したということになっております。

次に、2の国のPED防疫マニュアルについてでございます。

国のPED防疫マニュアルが公表されましたことを受け、円滑な運用に向け、現在、市町村等の関係機関との調整や、養豚農場等への周知を実施しているところでございます。

このマニュアルの概要であります、(1)の基本方針としまして、農場への侵入や農場内での蔓延、農場間での伝播を防止するために、有効と考えられる防疫対策を具体的に示し、PEDによる被害を最小化するとしております。

次に、(2)の発生の予防及び発生時に備えた事前の準備では、国、県、市町村、家畜の所有者等の取り組みが明確化され、アの国の取り組

みでは、海外からの侵入防止のための検疫等の徹底や、発生状況の公表、発生原因の調査等を行うこととし、12ページをごらんください。県・市町村の取り組みでは、県は、家畜の所有者に対して、情報の提供や飼養衛生管理基準の遵守・迅速な通報の指導等を行うこととし、市町村は県の取り組みに協力することとなっております。

ウの家畜の所有者、関係者の取り組みでは、飼養衛生管理基準の遵守や早期発見に努めること等が定められております。

次に、(3)の本病を疑う家畜発見時の対応では、家畜の所有者が獣医師や家畜保健所に通報すべき症状を定めております。

(4)の防疫措置では、農場対策でありますとか、出荷時の留意事項、あるいは非発生農場への復帰の考え方が明示されてるところでございます。

続きまして、(5)の発生農場情報の共有であります。蔓延防止のためには、発生に関する情報を養豚関係者間で的確に共有することが必要であるとし、県や発生農場が情報を提供することとされております。

アの県による情報の提供では、公表につきましては、これまでどおり発生の実態や発生地域等について行ってまいりますが、養豚関係者につきましては、発生農場の農場名や住所の情報を提供することとなっております。

具体的には、そこにぼつで示しておりますけれども、発生農場を管轄する家畜保健衛生所管内の養豚農場や、発生農場が出荷を行う屠畜場や家畜市場、発生農場に出入りする飼料運搬業者等に県が情報を提供することとしております。

さらに、イの発生農場による情報提供では、発生農場みずからが関係者に情報提供すること

も定められております。

最後に、(6)の特別防疫対策地域の指定についてであります。今回、新たに本病の侵入や拡大のリスクが高まった地域を特別防疫対策地域に指定し、アにあります養豚農場への死亡頭数等の状況報告を求めたり、イにあります農場や屠畜場等での緊急消毒を実施することで、地域全体の防疫対応を強化することとしております。

国のマニュアルの概要につきましては以上であります。これまで行ってきたことに加えまして、新たな部分が追加されておりますので、現在、関係者や養豚農場等との調整や周知を行っているところで、本マニュアルの的確な運用を図っていきたくと考えております。説明は以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○蓬原委員 10ページですけれども、ウナギ養殖業、2の(3)来年度以降、許可制へ移行ということですが、この許可というのは一代限りの個人あるいは法人ということなんでしょうか。

○田原漁業・資源管理室長 ことし、配分を行ってございまして、県内、先ほど47業者と申し上げましたが、休業も含めて、既存の養殖業者が39業者、新規の業者が8業者でございます。39業者の方は、昨年の実績、宮崎県は3カ年の平均でベースをつくってございまして、それに基づいて一応配分を終えております。新規業者についても、国のガイドラインに沿って、国が配分を行ってございまして、ただ、その半分につきましては、その枠っていいですか、その配分がもらえなかったというような状況にございます。その配分枠そのものは、来年度、その許可に当

たってどういうふうに取り扱われるのかっていうのは、まだはっきりはしてございませんけれども、恐らくそれがベースになるものというふうに考えてございます。

○日向寺漁村振興課長 こちらの許可制の件でございませけれども、許可のほうは、法律上は承継と申しまして、後継者への承継が可能になっております。

○蓬原委員 ということは、一代限りではないということですね。

○日向寺漁村振興課長 一代限りではないということで、後継者への承継というのは可能でございませ。

○蓬原委員 そういう場合に、例えばこの権利として、転貸、転売というのは、これは可能なんですか。許可だから、基本的にはだめだろうと思うんですけども、えてしてこういうことがないのかなという危惧。もともとそのシラス採捕というのが非常に微妙な部分があって、そういう規則をつくってきた経緯があるわけですよ。だから、今私が言ったように、今度は養殖の部分について、転貸だったり、転売だったり、転売だと許可だから無理かなと思うんですけども、そういう部分というのは、何か配慮されてるんですか。

○日向寺漁村振興課長 この許可の件でございませけれども、漁船などでも許可されてる場合は、許可と船が一体となってる形になっておりまして、船を売買することによって、許可も一緒に移動するという形になっておりますので、恐らくこちらのほうも、養鰻場の売買をすることによって、許可制も移動になるものではないかと思ひます。

○蓬原委員 そうした場合、許可だから、最初のうちは、当然、それなりに申請がされますよ

ね。それが転売されていくうちに、誰が買ったかわからなくなっていく部分が出てくるんじゃないんですか。

○日向寺漁村振興課長 許可の移動につきましては、済みません、ちょっとまだ許可制に移行してないんですけども、船の場合は、漁船の名前とその所有者の名前が全部許可証に載ってきます。移動するたびに、これは、国のほうに申請をして、許可をまた得るという形になっております。

○蓬原委員 ということは、今は船の例えでしたが、所有者が移る場合は、当然、その時点でもう一回申請を上げて、AからBさんに移るよ、それなりの審査をして、またそこでいわゆる一種の許可という手続を経ると理解していいですか。

○日向寺漁村振興課長 委員のおっしゃるとおりでございませ。

○蓬原委員 例えば後継者もない、ウナギの業界も非常に先細りだから、廃業する場合は廃業届出、ここで廃業しましたよと届け出が要るんですか。それとも、そのまま知らん顔しときゃいいんでしょうか、どうなんでしょう。

○日向寺漁村振興課長 廃業した場合には、廃業届というものが必要になってくるものと思ひれます。

○蓬原委員 と思ひますですか。

○日向寺漁村振興課長 済みません、まだ養鰻業許可制に移行してないものですので、漁船の場合は廃業届が必要になってまいりますので、恐らくそれと同じ形になってくるものと思ひれます。

○蓬原委員 そうですよ。だから、どこどこで失効したよっていう。許可というのは、もしその期限を切つてないとすれば、途中でおやめ

になったにしても、どこでその許可が切れたかわからんわけですよ。もし本当に切れて、実際、その経営をされていないのであれば、新たな人が手を挙げたくても、枠があるとすれば許可にならないわけで、スムーズに廃業届けを出してその人にやっていただいたほうが、新しい人もまた新規で参入できるとか、そういうことがあるわけですよ。そこは、当然きちんとしてなきゃいかんんじゃないかなという気が、素人ながらするんですけれども、いかがなものでしょうか。

○山田農政水産部次長(水産担当) 今御説明しておりますのは、ウナギの届出制度が許可制に今後移行するという事なんですけれども、現在、届出制の途中で、国の考え方としては許可制に移行するという方針は出しておりますけれども、詳細について、これからの取りまとめになりますので、今、漁村振興課長が申しましたとおり、例えば漁船ですとそういうような手続をしますので、多分、同じような手続の可能性はあるかなとは考えておりますけれども、詳細はこれから詰めることになると思います。

○蓬原委員 わかりました。これからの話だから、今のうちにお話ししてきたのであります。以上です。

○内村委員長 よろしいですか。

○丸山委員 まず、12ページのPEDの情報共有のことについてお伺いしたいんですが、養豚関係者には、農場と住所もわかるということなんですけれども、気になるのは家保の中の農場って書いてるものですか。例えば鹿児島とか隣県の都城とかは違うような気がするんで、そうした場合にはどのような情報提供がされるんだろうなと思って。特に屠畜場なんかは、一緒に重なってるところもあったりするって認識して

るものですか、その辺はどうなるんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 隣接県の取り扱いなんですけれども、例えば、隣接県あるいは県外において発生があって、その疫学関連が宮崎県内にある、例えば宮崎県の屠場に出してるとか、宮崎県の業者が出入りしてるとかいう形の場合は、その、県外の畜産主務課からうちのほうに連絡が来るようになっております。

それと、県境の隣接市町村の発生につきましても、当該県からこちらに情報が届くように、共有するように規定されてるところです。

○丸山委員 県の防災メールは流れるんですが、県のほうから養豚関係の方々には、実際、電話なのか、ファクスなのか、メールなのか、どういうふうな手段を考えていらっしゃるんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 現在のところ、家畜保健所から、管内の各市町村の自衛防疫組織、そこからファクスや電話等で、各養豚農場に連絡するっていうのを、今、想定しております。

○丸山委員 私は、まだこの養豚関係の方に聞いてないので、これは本当に機能するのかわかっていうのをもう一回ちょっと検証させていただいて、また必要であれば、ちょっと変更もお願いしたいかなと思ってます。

もう一つ、(6)に書いてある特別防疫地域の指定って、具体的にはどういうときになったら指定できるのか。どういうレベルだったら、そういう線引きとかあるのか、それを教えていただくとありがたいかなと思うんですが。

○久保田家畜防疫対策課長 マニュアルによりますと、幾つか例示されておまして、例えば、県内で一つの地域でおおむね1週間以内に複数農場、2農場以上の発生が確認された場合、あ

るいは1戸であっても密集地帯で広がるのではないかというような危惧が強くされる場合等が。それと、屠畜場とか化製場とか、いろんな畜産関連施設を介して全県的に広がるのが危惧される場合とか、そういうことが事例で載せられておまして、これにつきましては、該当する市町村の自衛防疫組織等とも協議しながら指定を行うという形になっております。

○丸山委員 何か、今のでいくと、すぐなるのかなというふうに、1戸出れば出るのかという雰囲気なんで、そういうイメージでとっていいんでしょうか。それとも、具体的に協議を進めていって、結局、おくれてしまうと困るなというイメージもあるものですから、口蹄疫のときには、1戸でかけましたよね。私は、そういうイメージでいたほうがいいんじゃないかなと思ってるんですが、どうなんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 蔓延防止につきましては、やはり迅速に引くというのが必要だと思います。

ただ、今、家畜保健所で全戸巡回等も行ってますけれども、かなり養豚農家のレベルも上がってきておりますし、屠畜場の交差汚染対策も進められておりますので、そこあたりも踏まえた形で指定していくというような形にはなっていくと思います。

○丸山委員 あと、気になってますのは、5農場近くがまだ発生がおさまってないですよ。これは、どういう原因があるっていうふうに。先ほどかなり農家のレベルは上がってきているっていう話だったのと、ちょっと相前後するのかなと思ったんですけれども、どう見ればいいんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 発生している農場につきましては、どちらかという大型農場が

多い。新しい、まだ感染してない豚に、大型農場ですから、ウイルスがどこかに残って、それが種継ぎされてるといいますか、感染が続いているという状況になっております。

ただ、死亡頭数等を見ますと、以前みたいに大量に死ぬという状態ではなくなっているという傾向がございます。それで、家畜保健所と管理獣医師が連携した指導を行っているところになってます。

○丸山委員 ちなみに、今まだ発生してる農場に関しては、既にもう、養豚関係業の農家とかには、情報が流れてるっていうことで、名前とか農場も公表されてるっていうことで思っているんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 情報の共有も含めまして、非常に新しいやり方ですので、10月24日に公表されて、今現在、市町村でありますとか農業団体、あるいは生産者団体との意見交換や周知が終わったところで、きょう、あす、あしたぐらいから12月の中旬にかけて、各地域の養豚農家さんの説明会を開催する予定でございます。それで、個人情報という観点も少し、ここについてはありますので、情報の共有も含めまして、生産農家との説明会、意見交換もきちっと終えた後に、運用を開始するというふうに考えてるところです。

○丸山委員 できるだけ早く、これは、情報開示に関してはしていただかないと、結局ここで、今から冬になれば、寒くなればなるほどPEDっていうのは怖いというイメージがあるものですから、しっかり情報を伝達して、少しでも早く伝播をとめると。それをやっていただきたいと思っておりますので、ぜひこれは、早目にスタートできる体制をしっかりとっていただきたいかなと思っております。以上、これでいいです。

○井上委員 関連してなんですけれども、やはり先ほどの説明でもあったように、宮崎県は沈静化してないっていう説明ですから、今、丸山委員から言われたようなことが、ずっと心にわだかまりとしてあるわけです。自宅にファクスが来るたびに、何かつらいというか。一番長くずっとまだ沈静化してない農場っていうのは、どのくらいの期間、沈静化してないんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 一番長いところで、1月下旬ですか、初発の農場がございます。

ただ、死亡が大量にずっと続くんでなくて、死亡頭数は下がっていきまして、それが続いていくというような状況になっております。

○井上委員 さっき丸山委員からも出たように、情報の共有っていうの、やっぱりこういう関係になってくると非常に微妙な問題で、明らかにできないまま、そのまんま行ってしまうっていうことなんかもあるわけですよ。だから、大規模なところは、なおさらそういうことが起り得るわけですよ。何か月間かずっと続いてっていうのが。結果、鎮静しないと。

さっき、私が聞こうかなと思ったら、丸山委員が5農場と言われたので、5農場なのかなと。本当に5ぐらいなのかなって、ちょっと思うんですが、それは全部、大規模な農業、農家ですか。

○久保田家畜防疫対策課長 今、鎮静化してない農場につきましては、やはり5トン、規模やらがかなり大きい。

○井上委員 ちょっと素人で申しわけないけれども、ずっとほっといてもいいんですか。ほっといてもって言うより、ほっといてるわけではないでしょうけれども、ずっと続いていて、死んでいく数が少なかったとしても、PEDというのがずっと続いているということについて、

それはそれでいいんですか。これは、いいんですって言われたらそこまでなんです。

○久保田家畜防疫対策課長 PEDにつきましては、当初からこの病気につきましては、やはり慢性化する農場が出てくるというのは、学問的にはあるんですけれども、当然、県内のその農場にウイルスが常にいる状態という形になりますので、やはり全て正常化していく、正常化といいますか、鎮静化していくというのがやはり目標になってきております。

○井上委員 やっぱり沈静化を宣言しなければいけないとは、私もこういう状況なので、言えないところなんですけど、でもやっぱりそこは、非常に心配の要らない程度のところまで来たぞというところまではしないと、やっぱりそこを抑え込んでいく力がないと、なかなか難しいというか、今のところマスコミとかで大量に書かれたりもしてないからいいようなものの、これが逆に、それをどこにでもあることですよって言ってみたものの、うちにあるわけだから、そこがなかなか難しいところなんですけれども。だから、その5農場なら5農場をもうちょっとせめてきちんと管理ができないものかなと。ちょっと言い方が弱々しくて恐縮ですが、きちんと抑え込めないものなのかが、ちょっとそこが、もうずっとこのままかなっていうのが、長過ぎますもんね、長過ぎる。

だから、それがちょっと、ファクスが来るたびにしんどいことはしんどいんです。見ると、ああ、またかっていう感じなんです。だから、その農場の方も、苦勞されてると思うけれども、そこがまた発生源にならないようにするっていうことが大事なので、そこんとこ、どうなんです。課長、大変だろうけれども、やれないんだよね。

○久保田家畜防疫対策課長 確かに、農家の方も、正常化に向かって一生懸命やられてるのも事実でありますし、管理獣医師もかなり深く入って重点指導を行ってるのもやってるところです。それで、過去におきまして、その農場環境のどこにあるんだろうということで、農場のふき取り検査をしてウイルスを、この辺に残っていると、そういうのも家畜検診も協力しながら、今、進めてるところで、なるべく早く私たちが沈静化に向かわせたいというふうに考えてます。

○井上委員 ウイルスは大体強いから、どれでもそうなんだけれども、強いから。そして、また形を変える可能性もあるわけで。だから、エボラよりも風邪のウイルスのほうが強いんだと、怖いんだと言う人もいるし、そういう、どこを怖い、どこを危険というかっていうのには、もう限界が多分あるんだと思うんです。

でも、なるべく早く、怠らぬというのは、言い方が変なんだけれども、頭数が少しずつでも減っていくことを本当に願っているの、その情報の共有というのも、これもまた難しいところなので、慎重であってほしいと私は思うので。そこあたりをただ広げればいい、情報を公開し過ぎるのはちょっと勘弁していただきたいというのもあるので、やっぱり本当によく考えて、情報公開も含めてよく考えていただきたいというふうに思います。一旦出たものは広がる、これはもう情報もそうなので、広がるということを考えて、慎重な態度をとっていただきたいというふうに思います。

○内村委員長 よろしいですか。

○重松委員 1点だけ、よろしいですか、済みません。ウナギ養殖の届け出についてですけれども、10ページの2番の届出制の概要の(2)の①、毎年、養殖予定表を出すってなってます

が、サイズとか種類っていうのが、これからっていうときにわかるものなんでしょうか。その予定を出す、予定、種類っていうのは、どういう種類のことをいってるんでしょうか。

○田原漁業・資源管理室長 基本的にはニホンウナギっていうことなんですけれども、外来種を入れる場合もあるということで、こういうような表現になってるかと思います。

この養殖予定書っていうのは、どこでもそうでしょうけれども、一応計画をつくると思うんです。ただ、この予定書は、変更があった場合は差しかえがきくものなので、それほどがちがちなものではないというふうに考えております。

○重松委員 これは、輸入するシラスの稚魚も入ってるっていうことなんでしょうか。

○田原漁業・資源管理室長 はい、そのとおりです。

○重松委員 わかりました。あと1点、3番の②の今後見込まれる届け出者数のその他の8業者。このその他っていうのは、どういう業者のことをいうんでしょうか。

○田原漁業・資源管理室長 一応新規の業者なんですけれども、先ほど私、質問を勘違いして答えてしまいましたけれども、その8名のうちの4名ほどは、国のほうから配分枠っていう、養殖の、シラスの配分枠をいただいておりますけれども、残りの4業者はもらえてございません。それは、国が基本的に新しい養殖については抑制するという方針で臨んでおりますので、もう資源管理ということ。そういった方については、その4業者の方については、国としては10センチを超えるものについての譲渡っていうのは認めておりますので、その辺で購入が可能だというふうに考えております。

○重松委員 わかりました。どうもありがとう

ございました。

○丸山委員 9ページの宮崎県農業の成長産業化を実現する方策っていうことで、少しお伺いしたいんですけども、これをぱっと見させていただいて、どこの県のことかわからないなど。どこの県も同じようなことであるような気がして、特に宮崎県が一番、私が感じているのは、消費地まで遠いという、輸送農業地帯っていうのが抜けているんじゃないかなという気がしていて、そこをどうやって対応していくのかとか、マーケットインとか書いてあるんですけども、そこまでの輸送農業っていうのが、宮崎については非常にコストがかかっている、農家の利益、利潤が少ないって言われている一つの原因ではないのかなと思ってるものですから。この視点が少し抜けてるような気がするんですけども、やはりいいものをつくっても売れなきゃ意味がない、売るためには、宮崎は消費地じゃない、ちょっとその辺が抜けてるんじゃないかと思うんです。その辺の議論はなかったんでしょうか。

○向畑農政企画課長 委員おっしゃるとおり、今回の議論の中で、やっぱり一番大きかったのが、今まで県の行政でやってきたのが産地づくりをメインにやってきました。そして、ブランドということで、県とJAグループさんと一緒になって物を売るという視点で動いてきたんですけども、その売り先の多様性、例えば市場流通だけではなくて、コンビニとか、例えば加工用野菜とか、そういう販路も広がっていきますと。そういうときに、誰に、何を、どういった手段で、物流ですけども、届けていくのかと、そういった視点を余りたくさん言葉を使わずに、マーケットインという形で、先生方からの御提案がございました。

特に、この提言①のところがございますよう

に、そういったマーケットインの考え方の中には物流もしっかり入っとかなきゃいけない。なおかつ、おっしゃるように、私どもは、東京、大阪、遠隔地にあります。そういった中で、生産者がどんなにいいものをつくったとしても、物流コストがしっかりオンされていく。そういった流れの中で、やはり産地が自分たちの生産する力と売る力、この2つをセットでつくっていかうという御提案をいただきましたので、今、委員のお話があったような物流コストも含めて対応する組織、産地経営体と呼ばさせていただいておりますけれども、法人なり、家庭経営体の集合体である集落営農、JAの部会さん、そういったところの力をもっと出したいということで、この御提案を受けた形で対応させていただこうかなというふうに考えているところです。

○丸山委員 この方策が出たことによって、平成27年度、来年度予算も、何らかの新たな事業を考えているって思っているんでしょうか。

○向畑農政企画課長 今回、最後のほうにも御説明申し上げましたけれども、県の総合計画もそうなんですけれども、いろんな事業の中にある程度組み込んでいきたいなど。こういった考え方、新しい思想ですので、突然ドラスティックに変えるということはなかなかできませんけれども、まずやれる範囲、今、JAグループさんとの協議を毎週やっておりますので、そういった向こう様からの御意見を加味しながら、しっかり取り組んでいければなというふうに考えているところです。

○丸山委員 最後に聞こうと思ってたのが、やっぱりJAなんです。JAが、本当に改革するのかっていうのが、今、問われているときだと思ってます。やっぱり農家のためのJAであってほしいものですから、それをしないと、一般の農

家の方々から今のJA改革をどう思いますかと聞くと、非常に批判的な声が我々には多いということが実態なものですから、本当に農家のためのJAになるとか、そういう体制にしていけないと、どんどんもうJA離れしていってしまっ、部会を使おうにも使えない。JAの職員のスキルアップをしても、結局、誰もついてこないというふうになりかねないかなと思っておりますので、ここの成長産業の方策と、本当にもしうまくいかなければ、宮崎県は完全に衰退していくんだろうなと思っておりますので、その辺の協議をするだけではなく、結果が、農家の所得が幾ら上がったんだと、よくJAさんでは「所得アップGO!GO!テン運動」ということで、コスト5%下げて、5%上げるとい、10ポイント所得を上げるっていうのを言ってきたのに、なかなかこれがうまくいってないというのが現状で、不満が農家の方にいっぱいたまってますんで、ここをいかに本当に成長産業にしていくのかっていうのは、なかなか簡単に、ドラスティックには変え切れなくて、地方創生の中でしっかりとやって、結果を出していただきたいなと思っておりますので、どうかお願いしたいと思っております。

○向畑農政企画課長 今回の委員のお話は、本当に私ども、現場からいろいろな声を聞きますので、切実な問題だなというふうに考えてます。

私どもは、JAさんの役割の中で、果たすべき役割というのは決して小さいものじゃございません。そこをどうお互いが相乗効果を出すのか。提言4にもありますように、中山間地域でのJAさんの役割というのは、もう本当にこれは社会基盤としても強いものがございます。そのためにも、やはり成功事例をつくっていきたいということがございますので、次年度に向け

て、今のJA改革、なおかつ地域創生、このような動きをしっかりとこういった形で捕まえて対応できればなというふうに考えております。以上でございます。

○内村委員長 よろしいですか。

○井上委員 今回のこれですごいのは、4月にとった全農家のアンケートだと思うんです。それを提言という形で受けないといかんというところに、なかなか難しいところがあるのと、それから、産地経営体構想っていうのは、もう前もありましたよね。これは、全然ない話ではなかったと思うんですよ。農業が変わりつつあったときも事実なので。だから、提言を受けるとい、これは、提言を受けた以上は、やっぱり縛りが出てくると思うんです。だから、先ほど丸山委員も言われたように、そこをどう現実に予算化して、見える形でこれに対する対応ができるかどうかというところだと思うんです。そこが本当に、私は、正直なと言いますと、県議会の提言も含めて、うちの農政のほうがこの提言よりか上に行ってると思って読んでます。

だから、問題はその具体性と予算措置の仕方なんです。そこがきちんとできるかどうかということが、今後、宮崎県の農業にとっては一番大事なところだと、私は思うんです。

だから、全体的な意味でいえば、来年度予算もそうだけれども、どうやってがっちりってくるのかということが一番必要なんです。でないと、今まで自分たちが思ってたことが実現できないわけだから、実践できないわけだから、そこをやっていかないといけないと思うんです。

だから、こういう提言を受けるとい、難しいことではあると思うんだけど、この全農家アンケートという、ここに書いてあると

おりです。全国でも類を見ない取り組みを実施したと。このことを県は、うちの農政水産部はどう受けとめて、どんなふうこれを具体的に生かしていこうとするのかということ。

それと、ある意味では大胆に、農家の皆さんに変わっていただくことを要求しなければならないことだってあるじゃないですか。だから、そこがしっかりとと言えるかどうかなんですよ、そこが。そこをしっかりと、私たちはこういう宮崎県の農業をつくりますということを含めて、しっかりとと言えるかどうか。丸山委員は、きょうは珍しく優しく言われましたが、みんな、やっぱりこれを見るだけだと、正直ちょっと心配になってくる。だって、少なくともうちの農政水産部のほうが上を行ってたわけで、そして、絶対にやろうとしていることについては、県議会だってずっと認めてきたわけだから。だから、この提言が悪いって言ってんじゃないのよ。これは知ってますと、私たちもわかりますということから出発しているということなんだよね。だから、問題は、予算等の裏づけを持って、どう実践できるかっていうこと。

だから、本当に農家の皆さんにもきっちりしたことが、物が言えるような状況っていうのを私たちもつくり上げていかないと、宮崎県の農業っていうのはぐらぐらしていくというふうにするのね。

だから、JAさんにも力をかりるときには、どういう力のかり方をするかっていうことも、しっかりとと言えるような農政水産部でなければいけない、県政でなければならないということだと、私はそう思ってるのね。JAさんが悪いとか、いいとかそういう問題じゃない。やっぱり一つの固まりとして大きな力を持ってらっしゃることも事実なんだから、そこをどうやっ

て活用しつつ、どうやって力をかりつつやっていくのかっていうことも含めて。コーディネーターというか、頭は農政水産部だと私は思うのよ。頭がしっかりしてないと、ぐらぐらしちゃうんじゃないのかなと思って、正直、ちょっと心配になったんです。

私は、宮崎の農業って、本当にここ何年間かの間、着実に考えつつやってきたと思うのね。それを本当の意味で形にしないといかんと思って実践した、それが農家の皆さんにも理解していただけるようにしていかないといかんと思うのね。

だから、人と農地の問題も、あれも含めてそうだけれども、宮崎の農業は、少なからず一歩前に出て踏み出してるわけやから、そこんところをどう整理しつつ、農政水産部が考えるのかっていうのが、私、提言を見せられると、ちょっと自分でもぐらっとしてしまったというのは事実で、ちょっとぐらっとしてしまったわけやけどね。だから、もしかして、これが出てたけれども、意見は言うまいと思ってたら、丸山委員が言ったので、私も言ったわけだけれども、もうこれには触れまいと思ってたんだけど、一言言うならそういうことだと思いのね。

だから、決意を聞かせてほしいよ、決意。皆さんが本当にやろうとしてるんだっていうことの決意を聞かせてもらいたい。

○緒方農政水産部長 今、本当に、農政は大きく変わろうとしています。国のほうも、大きく制度を変えてまいりました。この提言につきましては、私の、部長の私的諮問機関みたいなことで、いろいろ意見を聞いたんですけれども。この中で、一番最後に書いてますけれども、7ページの一番下のほうに書いてますけれども、やはりこういう変革期にあって、まずは我々が変

わらんといかんということをいつも職員には言ってるんですけども。まず我々が変わることによって、変わるっていうのは、一生懸命先取り、勉強しなければならぬんですけども。そういったことで、変わることによって、宮崎県農業は変わっていくのではないかなということ、まずは我々が変わろうということによって、こう言った提言とか、いろんな発想を来年度予算に生かしながら、やっていきたいということで、今が正念場と思ってます。我々は、一生懸命やっていきたいと思ってますので、御指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上委員 御指導じゃなくて、一緒にやっていきたいと思ってるから言ってるんですけども。本当にフードビジネスって、フードっていうだけじゃなくて、ビジネスというのをつけたところに、うちのすごさがあるわけで。本当にビジネスにしていくなら、地方創生の金をふんだくってくるぐらいの力がないと、やっぱりだめなんだよね。石破さんも、ハードルを少し高くしてくださったからいいようなものの、あれを下げられちゃ、当然意味がない。ハードルをどんどん高くしてもらって、そのハードルをクリアできるぐらいのものをうちがつくり上げたいと思ひのね。だから、食の分野における産業の創出が自分のところでできるかどうかというの、これがポイントなんです。

だから、そこんところをどうやったら宮崎発の食の転換をさせて、させ切れるのかって。だから、うちがつくったものを使い切ろうよっていうぐらいの構えでやらないと、だめだと思ひのね。

だから、確かに地域的なハンデもあり、いろんな意味でのハンデは確かにあるかもしれないけれども、でも、まだまだ知恵を出せば、いっ

ぱいいろんなものができると思ひ、やれると思ひ、そこをやってほしいんです。

うちの県議会は、みんなが総体的に「農政水産部応援団」じゃないですか。みんながそうなんだから。だから、そこをしっかりと知事に向かって、知事は選挙を受けられるけれども、やっぱり予算をがっちり受けとめて、そしてそれを本当に使い切って雇用を生み出すぐらいの力を持たないと、ちょっと提言を受けてるだけじゃ無理かなと。実践部隊は自分たちですということをはっきりと行って、農政の伝道師になれるぐらいのことをやっていただいて、宮崎県ここにあり、日本の中で宮崎の農業を見に来るといふぐらいのことに仕上げていけるようにしたいものだなと。

今がチャンスなので、今を逃すとなかなかちょっと難しいところもあるのかなと。国も、やっぱりそこを地域の中での元気なところが欲しいわけだから、今を逃すと無理かなというところもあるので、目が向いてるうちにやらないと、それはちょっと大事かなというふうに思ひ。本当に頑張っていたきたい。

○前屋敷委員 私も、一言感想を含めて発言したいと思ひますが、確かに農業そのものは本当に崇高な事業なんです。特に宮崎ではそれが言えると思ひんです。やっぱり人類の食糧を守り、そして、田畑、土地を守っていくというのがもう農業の基本にあるわけで。

しかし、今は、残念ながら、国の農政のあり方で、非常に、地方も含めて農業が大変な状況に追い込まれているというのは、もう厳然たる事実なんですよね。だから、そういったものをきちっと踏まえた上で、やっぱり農業とはどうなのか、食糧とはどうなのか、農家をどう支えていくのかという視点が、やっぱり基本にしつ

かり据わっていないと、そういう政策で地方が振り回される、そういうことに私はなつては、本末転倒だというふうに思うんです。

ですから、いろいろ考え方も違ったり、論議もいろいろあるかと思えますけれども、そういった大事な視点だけは、やっぱり握って離さずに、宮崎の農業をどう守るか。農家や、そして後継者をどう守るかという視点だけは、やっぱりしっかり追いつけていくことが大事だなというふうに思いますので、一言、感想も含めて発言します。

○内村委員長 それでは、その他、何かありませんか。

○丸山委員 ことしの米のことについて、また、来年も含めてなんですけれども、農家のほうが減収、収量も少ない上に単価も安かったというように、非常にショックを受けていて、もう来年どうしようかと。しかし、加工米とか、飼料米にしても悪かったもんですから、ペナルティーで、それに対する赤字負担をさせられてしまって、高い米を買って、流通させられるというような形にもなるんじゃないかというふうに聞いているもんですから。今後、水田をフル活用っていうことは格好よくは言ってるんですけれども、3年後には減反も廃止っていうことになってくると、米政策を今後、宮崎県としてどうしようというふうに議論されているのかをちょっと伺いできればなと思うんですが。

○日高農産園芸課長 米政策、米の考え方でございますけれども、本県におきましては、やはり3万6,000ヘクタールという水田をいかに活用していくかというところが、まず基本だというふうに考えてございまして、その中の一つの品目というものが、例えば主食用の水稻であり、それ以外の部分としての、例えば加工用米であつ

たり飼料用米、さらには飼料作物と、こういったものがあるというふうに考えておるところでございます。

御質問にございましたように、ことしの場合、米価が非常に低いと、そういったものとあわせて、作況も非常に、普通期水稻地帯を中心に95というところもございまして、収量もないというようなところで、非常に厳しいという状況でございますが、そういうことから、来年度に向けまして、例えば加工用米であったりとか、飼料用米に大きく転換が進む可能性もあるのではないかとこのところも考えてはおるところでございます。

どこに持っていくかというところの中では、やはり水田は今まで活用できるような形というところで、今後の水田農業というものを考えていかなければならないというふうに考えてございまして、今後、関係機関・団体で構成しております県の水田農業関係の再生協というのがございまして、こういったものの中でも来年度の水田農業のあり方議論していくことになるかというふうに考えてます。

○丸山委員 本当にみんな赤字なもんですから、もう来年はつくらないっていう話が、実際、多く耳にするのが現状なもんですから、つくらなければ、数が減れば、ひよつとしたら来年は高くなるかもしれないんですけども、1回やめた土地がどうなっていくのか、耕作放棄地になってしまったらもっと悪いことになってしまう。それを、今、課長が言われたように、加工米、飼料米に移行すればいいんですが、ここもペナルティーっていいですか、数量規定があつて、3年間、平均して何ぼ取らないといけないという契約をしますよね。そんなときに、ことしみたいに天候が悪かったりすると、量がとれなけ

れば赤字、赤字の上にさらにペナルティーが来るとなると、ここも多分つくらない可能性も出てくると、耕作放棄地が一気にふえていくのではないのかなと心配してるんですけども。その辺の、国のほうは簡単に、520キロとれば8万円とれるとか、620キロとれば10万円ぐらいとれるよっていうふうに計算はするんですけども、本当に今の宮崎の農業として、多収、いっぱいとれる米を、試験販売をことしやってもらったと思うんですが、それが具体的に加工用米、飼料米でどれぐらいとれたのかってというのは、多分、もうわかってきつつあるんじゃないかと思ってるので、それをうまく情報を開示してもらって、ここの技術がこれがよかった、平場はこれぐらいでいい、中山間はこれ、山間地はこちらを作付したほうがいいよねっていうデータを早く集めていただいて、それを早く農家のほうに伝えていただかないと、多分、耕作放棄地がもっとふえてしまうような危機があるもんですから、その辺の情報提供、協議自体はどの辺まで具体的に進んでいるんでしょうか。

○日高農産園芸課長 まさに、ことしの実証圃、いわゆる加工用米の品種比較の実証圃であったりとか、こういうデータでございますけれども、11月の中旬まで、収穫がかかったと。いわゆる非常に長期間、成熟にかかるということでございますので、やっと少しずつ数字がまとまりつつあるという状況でございます。

あくまで生の数字ということでございますけれども、地域によっては、私どもが来年度以降、多収性品種という形で推進をしたいというふうに考えております品種につきまして、大体600、一番多かったところで690キロ台、一番少なかったところで500キロ前後というような状況でございます。特に北諸・西諸県地区を中心といたし

まして、大体600キロをコンスタントに超えてると、600キロの半ばぐらいにあったというような状況でございます。

ことしの作況状況を勘案しますと、当初、私どもが想定しておりました700キロ台は確実にいけるのではないかというふうに考えておりました、ただいま御紹介したのは、そういう生のデータでございましたけれども、これを今後、技術委員会等の中、作物関係の技術者の中で検討させていただいて、それをまた12月に予定してございます、もしくは1月にずれ込むかもしれませんけれども、12月に予定しております米の生産目標の配分なり、こういったものの中で明らかにしていきたいというふうに考えておるところです。

○丸山委員 ことしは、特に台風が3個来たんですが、たまたま風があんまり強くななくて、倒れなかったからよかったような気がするんです。これまで宮崎の防災営農で、早く早くつくって行ってということも考えたように、収穫する時期が遅くなればなるほど、そういうリスクもあるんじゃないかなというように、非常に心配なのが一つと。

あとは、流通が加工は焼酎のほうで、どれぐらいって、備蓄もする、スタンスも変えていかなくてはいけないという、数がふえればふえるほど、いろんな対策を打っていかなくちゃいけないというふうに思ってるんですが、その辺の対策のあり方は、どの辺まで検討されているんでしょうか。

○日高農産園芸課長 まず、収穫時期の関係でございまして、ことしの場合、11月の中旬までずれ込んだということで御説明を申し上げましたが、ことしの場合、御案内のとおり、沖縄で緊急増殖をした種を5月下旬に持ってき

まして、それからその準備をしたということもありまして、本来、栽培の適期と言われております、いわゆる田んぼに移植をする適期といいますが、6月の20日前後ということになってございます。ただ、ことしの場合には、沖縄でそういう緊急に増殖した種を持ってきたというところもありまして、ちょっと後ろのほうにずれ込んでしましまして、7月の5日前後が田植えの時期になったということで、初期のいわゆる田植えの時期から遅かったということもあって、ここまでずれ込んだというふうに考えております。

来年度からは、ことし、もう採種もやってございますので、こういう種がいいということであれば、その部分を本来の時期に播種できるというふうに考えてございますので、収穫時期というのはもう少し前倒しになるのではないかとということも考えてございます。

それともう一つ、流通の関係でございましてけれども、現在、農協さんっていいですか、各地区で生産されたものを農協系統、それと、農協系統外の主食集荷組合という商系のグループがございまして。それぞれのルートで集荷をしたものが、ミヤ米直販と言われる経済連グループの精米工場のほうに運ばれて、そこで一括搗精をされて、それぞれの、例えば霧島であれば霧島酒造が指定した倉庫のほうに、指定された日に指定された量だけを搗精して運ぶというような形になってるところでございまして、こういったものが霧島さんだけではなくて、ほかの業者さんにも広がってくるということになれば、委員から御指摘をいただいたような対応といえますか、流通の整理というのをもう一回していかなければならないというふうに考えておるところです。

○蓬原委員 関連して。ことしの加工米と、普通米もそうですけれども、結果的にどれだけ作付をして、どれだけ収穫ができて、結果的に反収がどうなったんだという集計を、先ほど成長産業化の中にも生産性の向上ということが言われてるわけですよ。結果的には、そこだと思わうんですが、反で、一体幾らのお金だったのかということを集計して教えていただきたいと思わうんです。

前もお話を申し上げましたが、自分とこの米は自分でつくるとかたい信念を持ってて、自分たちの縁故米、人に上げるとこもありますけれども、つくります。だからことしは、試験的にそうであるならば、普段は畜産農家に飼料用で貸す田んぼを自分たちの手でやってみようかと、大変でしたけれども、たった2枚でしたけれども、加工米をつくってみました。確かに都城北諸ってというのは、雨の関係で作況数95、悪かったですよね。確かにうちも、ちゃんとした田んぼもやっぱり悪かった。1カ所は、ちょっと日が陰ったりして、もともと条件不利地なので、多少落ちるんです。結果としてどうなったか。笑話です。結果的には4俵、自分の食糧米を継ぎ足さないといけなかった。非常におもしろい皮肉な結果が出まして、家内と冗談を言っていたんですが、加工米をつくったがために、自分の食糧米を、今度は足りなくなるから、買って食べないといけないことになったねという冗談があるんですけども、そういう状況で、おもしろい結果を生んで、果たして幾らになったのかな。うちでも今ちょっと計算するようになってるんですが、この前出して、幾らでしたと言ってきましたので。できたら県内の大まか、地区別の作況もありましようから、本当にどうだったのか。農家がこれで手取りがふえたのか

どうかというところを知らせていただくとありがたいがなど。そのあたりの資料をぜひいただきたいというふうに思ってます。よろしくお願いいたします。

○内村委員長 では、この資料は委員会のほうで求めるということで。

○蓬原委員 それと、私どもが田んぼを植えたのは、今、手帳を見ると6月の7日、8日でした。そんなにうちら辺は、遅くはなかったと思ってます。遅くても、1週おくれ、6月中旬だったんじゃないかなというふうに思ってますがね。そんなに遅くはなかった。以上です。よろしくお願いいたします。

○内村委員長 その他、ありませんか。

○前屋敷委員 要望なんですけれども、この提言、このベースになった画期的な取り組みで、全ての農家を対象にアンケートをとられたということなので、この貴重な資料を私どももぜひ共有させてもらいたいなというふうに思いますので、可能な限りで結構ですので、アンケートの結果といいますか、伝えていただきたいなと思うんですけれども、お願いします。

○内村委員長 よろしいですか。

○丸山委員 もう一点、お伺いしたいのが、牛のことで、特に子牛は非常に高いんですけれども、肥育がもう限界っていいですか、恐らく110万円で売っても赤字になるんじゃないかなというぐらい厳しい状況に来ているんじゃないかと思ってまして、肥育対策をやっぱりしっかりやってほしいという声をすごく今聞くもんですから、県として何らかの対策を打ってほしい。非常に難しいのかもしれませんが、一つの提案としては、都城がふるさと納税で牛をやっていますよね。ああいう感じで、とにかく販売ができれば、売れば枝肉が少し上がってくると

か、そういうのも一つあると思ってるもんですから、何らかの。せっかく日本一2連覇っていう称号があるのにもかかわらず、経営は非常に厳しい。

あと、よく聞くのは、100万円以上すると、減税措置っていうのがないもんですから、もう本当にダブルパンチになってしまってる現状だというふうに言われるもんですから。その辺を含めて、できればこの減税措置も、100万円ではなくて120万円、130万円まで上げてほしいというぐらいの声まで届いているのが現状なんです。特に肥育対策を県として、何らかのことをぴしと打ってほしいと思ってるんですが、今の議論の状況なり考え方を教えていただければありがたいかなと思います。

○坊園畜産振興課長 肥育につきましては、委員がおっしゃるとおり、素牛価格が非常に高くなってるといことと、それから飼料価格も高いということで、厳しいという状況は認識いたしておるところでございます。

対策といいますと、主としては国の事業でありますマルキンです。素収益が生産費を下回った場合に、差額の8割を補填するという事業なんですけれども、これを主体でやっていきたいと思っております。

一応、県の対策は、生産者の積立金、生産者が1積んで、国が3、1対3積むような保険設計になってるんですけれども、生産者が積む部分に対して掛金の一部を、今、県のほうでも負担をさせていただいてるところでございます。

最終的には、やっぱり出口対策ということで、所得が減少した場合の補填というマルキンを一応主体でやらしていただきたいというふうに思ってますし、もう一つは、やっぱり先ほど言われたように、いかに高く売っていくかという

とかが重要だと思っておりますので、全共2連覇、これを旗印にして、東京とか海外とか、いろんなところで高く売っていくような対策というか、高く売れるようにしっかりプロモーションをしていきたいというふうに考えてます。

○丸山委員 肥育農家が倒れてしまうと、生産農家まで響いてくるって、もちろん御案内のとおりでしょうから、これは本当に深刻な問題で、肥育農家の特に負債の額っていうのは、半端じゃない額で、連鎖倒産してしまうんじゃないかなと、非常に心配しておりますので、これ、マルキンでただ回してるだけっていうような感じになってるんじゃないか。現状、非常に怖いなと思っておりますので、これは、簡単には特効薬がないっていうのが現状だと思いますけれども、畜産県宮崎として、地方創生の中で、国のほうにも何らかの、もう少し何かないのかと。よく、海外に売りに行けって言っても、宮崎だけで行くっていうより、本来は和牛という形で、最低でも九州というオーダーで行ったりとかいう議論もある中に、結局、海外に持っていったって、バイヤーにたたかれて、バイヤーだけもうかって、畜産農家には本当にはね返ってきたのかってなると、あんまりはね返ってこないっていうのが現状ではないのかと思っておりますので、その辺を国に、しっかりと本当に輸出を促進するっていうふうに政府は言ってますので。するのであれば、しっかりと国が一丸となって、バイヤーをできるだけ通さず、バイヤーの手数料を低めて畜産農家のほうに回せというぐらいのしっかりとした形をつくっていただきたいし、これを宮崎県だけではなく、ほかの県との連携をしながら、鹿児島とかそういう畜産県と連携しながらやっていくという姿を見せていただかないと、なかなかこの輸出促進というのは難しいと

思っていますけれども、その辺の考え方はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○坊園畜産振興課長 輸出については、これまで県としては、今、ミヤチクとか経済連と一緒にやってきてるわけですが、各県、委員がおっしゃるようないろんなところから出して、輸出先で競合とかが起こってるということもあっています。今、国のほうでオールジャパン体制で和牛を売っていくという体制づくりが進められております。近々、国段階での輸出団体というのをつくって、海外に対して、日本産和牛、ジャパニーズ和牛を売っていくという取り組みが進められようとしておりますので、そこにも県としても入っていきながら、宮崎牛としての名前も必要だと思っておりますので、2段階えといいますか、そういう形でしっかり宮崎牛を売ってきたいというふうに思っています。

○丸山委員 ぜひ、宮崎牛という名前も必要かもしれないけれども、その中のシェアをとっていく、和牛という中のシェアをとっていくということも、しっかりと海外戦略のときには考えていただいたほうが、私は農家の所得がすぐに向上しないと結局意味がないと思っておりますので、バイヤーだけもうかって、中間だけもうかるというのは、本当に残念だなと。せっかく汗水たらして頑張ってる農家が、所得に反映されない悲しい状況が続いていると思っておりますので、その辺をしっかりと、売り方も含めて、改めてお願いをしときたいと思っております。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、請願の審査に移ります。

まず、請願第57-2号について、執行部からの説明はございませんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課からは、特に説明はございません。

○内村委員長 委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ないですね。

では、次に、請願第62号について、執行部からの説明はございませんか。

○向畑農政企画課長 農政企画課のほうからは特段ございません。

○内村委員長 では、次に、請願第63号について、執行部からの説明はございませんか。

○成原水産政策課長 水産政策課からは、特に説明する事項はございません。

○前屋敷委員 申しわけないんですけども、第57-2号で、この勤務獣医師って言われる方々は、企業に雇用されている獣医師さんをいうんですか。開業されてる方とか、公務員としての獣医師さんじゃない方々なんですか。あわせて、県内にはどのくらいいらっしゃるのか、その辺がわかれば教えていただけると。

○久保田家畜防疫対策課長 県内の獣医師の人数につきましては、2年に1回、獣医師は届け出がありますので、24年12月末現在の数字でございまして、県内に全体で649名という形になっております。宮崎県の場合、ちょっと臨時の方々も含まれてますけれども、県が213名。農済組合、診療ですけれども、これが115名という形で、あと個人診療が84名でありますとか、個人診療の産業動物です。ペットでは、94名の方がいらっしゃるという形になっております。だから、特に県の213名につきましては、現職以外の、食肉衛生検査所のOBの方々とか、ああいう方も含んでる数字でございまして。

○内村委員長 よろしいですか。

○前屋敷委員 この勤務獣医師というくくりは、全体を指してという理解でいいんですか。勤務獣医師の処遇改善というふうに、請願者の方は

言ってもらっしゃるんですけども。

○久保田家畜防疫対策課長 獣医師の場合、勤務している方々と、診療行為をやられてる方は個人の診療施設になります。だから、勤務獣医師と言われますと、私たちがつくった文書じゃございませんけれども、県とか農済とか、あと餌屋さんあたりにも、少しいらっしゃると思っております。

○前屋敷委員 開業してらっしゃる方等のくくりで分けて考えればいいんですかね。ありがとうございます。

ちょっといいですか。あと、2番目に書いてありますが、産業動物診療獣医師の基盤となる家畜共済制度っていうのがあるんですが、これは、具体的には、この家畜共済制度はどのように活用されるのか、制度がわかれば。

○向畑農政企画課長 農済の獣医師さんの件だと思んですけども、病気とかで死んだときの場合に、しっかり家畜保健所として対応させていただいてるところです。

○前屋敷委員 獣医師さんについてっていうことですか。

○向畑農政企画課長 はい。農済の場合は、牛や豚が死んだときに対応させていただいてまして、トータル115名の方で対応させていただいてるところです。

○内村委員長 よろしいですか。

○前屋敷委員 はい、ありがとうございます。ちょっと何か余りよくわからないんですけども。どこまで尋ねていいかもちょっとわからないんですけども。

○内村委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、長時間でしたが、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時16分再開

○内村委員長 では、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。あす採決を行うこととし、再開時刻を1時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時17分散会

平成26年11月27日(木曜日)

午後1時28分再開

出席委員(8人)

委員	長	内村仁子
副委員	長	清山知憲
委員		緒嶋雅晃
委員		蓬原正三
委員		丸山裕次郎
委員		井上紀代子
委員		重松幸次郎
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	松本英治
議事課	主査	大山孝治

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第34号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案については、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、「山村振興法」の延長等に係る意見書案についてであります。

委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致の決定が必要であります。

山村振興法の延長及び地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を求める意見書案について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。意見書案の内容につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第57—2号(勤務獣医師の人材確保対策等についての請願)の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第57—2号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第57—2号の賛否をお諮りいたします。請願第57—2号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手全員。よって、請願第57—2号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第57—2号が採択となりましたが、請願第57—2号は意見書の提出を求める請願であります。

お手元に配付の勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書案について、何か御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。意見書案につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第62号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 請願第62号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第62号の賛否をお諮りいたします。請願第62号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手全員。よって、請願第62号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第62号が採択となりましたが、請願第62号は意見書の提出を求める請願であります。

お手元に配付の「農協改革」に関する意見書案（請願第62号）について、何か御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。意見書案につきましては、案文のとおりとし、

当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第63号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 請願第63号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第63号の賛否をお諮りいたします。請願第63号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手全員。よって、請願第63号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第63号が採択となりましたが、請願第63号は意見書の提出を求める請願であります。

お手元に配付の漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書案について、何か御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。意見書案につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時39分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。よろしいでしょうか。

ここでお諮りいたします。請願第57—2号(勤務獣医師の人材確保対策等についての請願)については、総務政策常任委員会において全会一致で決定し、かつ請願事項1、2及び3を合わせた1つの意見書とすることについて了承が得られた場合は、当委員会としましても1つにまとめた意見書とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時46分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ありがとうございます。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時49分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

次に、1月29日の閉会中の委員会につきましては、次世代の施設と、それから綾町の、この前、県農林大臣賞を受けられたラナンキュラスの花の栽培をしてらっしゃるところ、それとあと、関係部の説明を受けるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時51分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時51分閉会